

579

365

〔東京府學務部社會課〕
社會調查資料第三十二輯

被虐待兒童保護概況

小宮山主計



0033430-000

579-365

社会調査資料

東京府学務部社会課

第32輯

昭和14

AGA

社會調查資料第三二輯



昭和十四年六月三十日

被虐待兒童保護概況

東京府學務部社會課

東京府寄贈本

本輯は被虐待児童保護に關する調査研究の少き現狀に鑑み、之が資料として記録せられたものである。従つて出來得る限り説明的記述の方法を採り、被虐待児童保護の全般に亘る様心掛け且實際的狀況に關しても充分の意を用ひた次第である。



殊に被虐待児童保護中收容保護處分の研究が最も重要性を占むる點を慮り、昭和十一年度より昭和十二年度の五ヶ年間を主としたことを豫め承知願ひ



東京府社會事業主事補小宮山主計の調査研究になることを附言する。

昭和十四年六月三十日

東京府學務部社會課

昭和十四年六月二十日

東京市児童保護委員会



東京市児童保護委員会 東京市児童保護法施行規則
第一條 児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員会の組織及びその職務は、この規則で定めることとする。
第二條 児童保護委員会は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の互選によるものである。
第三條 児童保護委員の任期は、二年とする。ただし、再選することができる。
第四條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第五條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第六條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第七條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第八條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第九條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。
第十條 児童保護委員の職務は、児童保護法（昭和十三年法律第二十號）第二條第一項に規定する児童保護委員の職務である。



被虐待兒童保護概況

目次

一 緒言	一頁
二 被虐待児童保護の沿革	三
三 東京府に於ける被虐待児童の保護状況	一一
(1) 被虐待児童の保護	一二
(2) 被虐待児童の收容保護	一四
a 收容保護の範圍	一六
b 收容保護したる児童	一七
c 收容保護處分の理由	二一
d 児童の保護責任者	四二
e 児童保護處分の申告者	四七
f 児童の身分關係	五〇
g 児童の學業關係	五二
h 收容處分後に於ける児童保護狀況	五九

i 收容保護せる被虐待兒童の實例……………六三

(一) 身體傷害に關する實例……………六三

(二) 乞食に關する實例……………七三

(三) 歌謠遊藝に關する實例……………七五

(四) 藝妓に關する實例……………七五

(五) 物品販賣に關する實例……………七八

四 結 語……………八〇

附 錄

一 街頭就勞兒童調査A(小學校調査)……………八三

二 街頭就勞兒童調査B(街頭調査)……………一〇五

三 被虐待兒童收容保護施設一覽表……………一〇七

四 被虐待兒童關係法規……………一〇九

一 緒 言

支那事變を契機として與亞建設の自覺的運動が勃然として東亞民族の間に發生した。め世界の視聽は歐洲と共に不斷に東洋に注がされてゐる。東亞民族が自己に與へられた大使命を遂行するため拂ひつゝある犠牲は莫大なものである。然し如何に其の損失が大なるものであるにせよ、明日の東亞を想起するとき此の犠牲なくしては眞の和平の道を見出し得ないのである。従つて今や老若の別なく官民一致各自の全機能を總動員し東亞建設に努力してゐるのである。



斯る重大時局に於て物的資源の重要なことは云はずして明かである。故に國家は物資の調整をなすと共に、凡らゆる角度より物的資源の保護に力を致してゐる状態である。然し如何に物的資源が確保されたにせよ、人的資源に於て缺するところ有りしならば與亞の課題は完成され得ないであらう。

言へば人的資源と稱されるが、此の問題は其の範圍に於て非常に大なるものが存するのである。殊に問題は決して現存性だけに於てのみ考慮することは出来得ないのであつて、其の將來性に於て考究することの緊要さを考へざるを得ないのである。是れは人的資源と兒童保護との關係は現在並に將來に於ける重要問題であると共に、質と量に於て兒童保護の萬全を期することが其の解決に資する所以となるのである。

歐洲大戰は歐洲各國に其の必要性を痛感せしめた。め、やがて其が各國の政策となつて現出したのである。殊に獨逸、伊太利等に於ては重要な國策として最大の力が注がれて來たのである。今や吾が國は之にも増して細心の注意と最大の努力を以つて本問題に對處せねばならぬ。而して之がため關係各機關が聯絡を保ち其の全機能を發揮することの必要

なることは勿論であるが、具體的問題としては出生したる兒童を健全に育成することに重心が存するであらう。従つて若し兒童の成長を阻害するものがありとするならば其の原因を廢除し、且又其の成長を益々助長するの必要を痛感するのである。

近時吾が國に於ける兒童保護事業は漸次立法化され、其の基礎が確立化されつゝあるが、其の一として昭和八年度に於て兒童虐待防止法が制定實施されたことは意義深いものがあるのである。從來幼き兒童が虐待されてゐる事實が判明しても、積極的に斯る兒童の保護に乗出すことが困難であつたが、兒童虐待防止法の施行に依つて斷然斯る兒童の保護に邁進することが出来る様になつたことは心強いことである。殊に現下人的資源確保の必要殊に強き時代に於ては、虐待の格柙より兒童を救出し健全なる兒童に育成することが兒童のみならず國家的利得となるわけである。殊に事變下に於て勞働力不足に伴ひ兒童の就勞も増加し、従つて兒童の身體的見地よりみて過度なる勞働を強制せらるゝ結果、身體的劣勢に陥つて行く場合も相當豫想せらるゝのである。且又個人の收入増加に伴ひ繁榮する盛場に出沒し、夜間遅くまで物品販賣を強制さるゝ兒童の群が身心上受くる悪影響に關しても保護の手を延し、兒童の健全なる發育を期さねばならぬ。斯る點よりみても兒童虐待防止法が爲さねばならぬ分野が相當廣範圍に存するのである。

之が徹底を期するためには兒童虐待防止法の本質的理解を得なければ其を望み得ないのである。而かも其は單に法の文理解釋のみに依つては爲し得ないのであつて、實際的考察と相俟つてこそ初めて其の全きを期し得るのである。斯る要望に對し此處に昭和八年度より昭和十二年度に至る五ヶ年間の實狀を調査考究し、斯業の徹底化に備へんとする次第である。

二 被虐待兒童保護の沿革

被虐待兒童が組織的に保護せらるゝ様になつたのは餘り長い前ではない。一八七四年が被虐待兒童保護組織化の第一歩であると考へられてゐる。即ち此の年に亞米利加の紐育に紐育兒童虐待防止協會(The New York Society for the Prevention of Cruelty to Children)が設立されたのである。此の協會が設立されたに付て考へねばならぬのは創設者ヘンリー・バーグ(Henry Burgh)等の不撓の努力に關してである。彼が何故斯る事業を開始するに至つたかに關しては一少女の物語を説明せねばならぬ。丁度一八四四年の秋頃紐育の細民窟で傳道師エッタ・フィーラー夫人(Mrs. Etta A. Wheeler)が病氣のため休んでゐるとき、自分の部屋の近くの部屋より洩れて來る少女の悲しい泣聲を耳にした。フィーラー夫人が其を調べてみると、泣き苦しんでゐるのはマリー・エレン(Mary Ellen)と云ふ少女であつて、二歳にならぬ幼い頃慈善團體から或る男と女の下に貰はれて來たが、此のエレンが其の繼父母から虐待され泣いてゐることが判つた。そこで夫人は何とかしてエレンを救出し様と努力したが仲々良い方法が見出せなかつた。そこで當時ヘンリー・バーグが會長をしてゐた動物虐待防止協會に赴いて此の事件の解決を相談した。丁度其の時相談に應じたのはヘンリー・バーグの後で兒童虐待防止協會の會長となり敏腕を揮つたエルブリッチ・ゲリー(Elbridge T. Gerry)であつた。彼は慈善家であり財政家であり又辯護士であるが、此のフィーラー夫人よりエレンに關する事情を聞き、更に綿密なる證據調べをなし、遂に令狀 a writ de homine replegiando を發して少女エレンは法廷に召喚され、所謂保護者に對しては告訴が行はれ、此の少女エレンを殘酷に毆打した婦人保護者は其後一ヶ年懲治場に送られた。

此の出来事を目撃した紐育動物虐待防止協會長ベীগは、今まで人の子の虐待せらるゝ事等想像もしてゐなかつたが、此のエレンの事件に依り動物虐待防止も必要であるが、より以上に児童虐待防止の必要を痛感し、同志と協力三十年間に亘る努力の結果遂ひに一八七四年紐育児童虐待防止協會(註一)の設立を見るに至り、更に翌一八七五年法律第三百十章の特別法令に依り法人組織となるに至つた。而して此の協會は多くの巡回委員を任命し、警察署と連絡し、若し児童が虐待されてゐる事實を發見したるときは直ちに起訴し、其の程度の甚しくないときには注意を與へる程度にとゞめ幾分なりとも虐待行爲を緩和する様に力めたのである。

此の紐育児童虐待防止協會の設立に依り、被虐待児童保護施設が合衆國の諸地方に於て設けられるに至つた。而して大都市に於ては児童虐待防止協會が設立され、小都市に於ては博愛協會(Humane Society)が設立される向が多かつた。博愛協會は一八六九年ミネソタ博愛協會として設立されたものが最初と云はれてゐるが、其後紐育児童虐待防止協會が設立されて以來、児童虐待防止と動物虐待防止との運動が兼ね行はれる様な組織の下に小都會に設立さるゝに至つたのである。更に少年審判所、公共児童福利機關、或は其他児童保護機關の發達に伴ひ、其等機關に於て又其等機關と協力して被虐待児童保護の實が擧げられる様になつた。殊に一九一八年には教育條令が議會を通過し、同條令第三十九章に依り地方教育官吏は一九〇八年公布の児童法第十二章の適用を受くる児童虐待者に對し、之を起訴し得る權限を賦與されるに至つた。

亞米利加に於ける児童虐待防止事業は先づ世界各國に先立つて之が行はれ、全國的に該事業の普及をみる様になつたのであるが、丁度一八八三年には英國リヴァプール市に於て、リヴァプール児童虐待防止協會が設立されるに至つた。

此の協會を設立したのはリヴァプール市を郷里とするフレデリック・アグニュー(Frederick A. Agnew)である。彼は偶々米國を訪れたとき児童虐待防止協會の實際狀況を視察し且實施方法を研究する機會を得、歸郷するやサミュエル・スミス(Samuel Smith)と協力してリヴァプール児童虐待防止協會(The Liverpool Society for the Prevention of Cruelty to Children)を創立し、英國に於ける斯の種運動の火蓋を切つたのである。

其後倫敦に於てもシャフツベリー卿(The Earl of Shaftesbury)が此の運動を開始し、翌一八八四年七月八日倫敦市長官邸に政治家、宗教家、社會事業家等多數が集合し、協議の結果滿場一致を以つて倫敦児童虐待防止協會(The London Society for the Prevention of Cruelty to Children)が設立されるに至つた。而して一八八九年には倫敦警本總監は児童に關する事件は先づ本協會に通告し、不適當なる場合に限り警察當局に移管すべきことを訓令したため、視協會の事業も繁忙となり、遂には國立児童虐待防止協會(The National Society for the Prevention of Cruelty to Children)と名稱を改め、全國三十一都市に支部又は出張所を設けるに至つた。此の際ヴィクトリア女王は御自ら此の協會のバトロンにならせられたのである。殊に英國は児童保護に關する法律に關しては最古の歴史を有するのである。児童虐待防止に關する法律も既に一八八九年に始り、一八九四年、一九〇四年、一九〇八年、一九三二年等に改正され其の完備を期してゐるのである。而して児童虐待防止協會(註二)は此の法律に基き活動する團體となつてゐるのである。即ち法律に規定せられてゐる禁止事項に違反したる場合、児童虐待防止協會は通告を受けるや直ちに其の違反者に警告、訓誡等をなし、其を拒絶するとか其他事件の性質上已むを得ざる場合には告發に依つて裁判所に事件を移牒することになつてゐる。

兒童虐待防止に關する運動は米國、英國のみにとゞまらず佛蘭西、獨逸にも勿論及んだのである。佛蘭西に此の運動が擴大するに付ては、ギユール・シモン (Gules Simon) の力に俟つことが多いと云はれてゐる。而して一八八七年にフランス兒童救護聯盟 (L'Union française pour le sauvetage de l'enfance) が設けられ、更にポール・ヌリツソン (Paul Nourisson) 及びヘルネスト・ニユース (Ernest Nusse) の立法化運動に依り兒童虐待防止に關する法律が一八八九年並に一八八八年に設定されるに至つた。即ち一八八九年のは冷遇され且道德的無視を受けたる兒童に關するものであり、一九一八年のは兒童に對する暴行強迫虐待加害禁止に關するものであつた。獨逸に於ては一八九八年兒童虐待防止協會 (Verein zum Schutz der Kinder von Ausnutzung und Misshandlung) が設けられ、又法律的には一九二二年公布の兒童保護法の中に於て兒童虐待防止が企圖せられてゐる。

斯くして兒童虐待防止に關する運動はアメリカに發し、イギリス、フランス、ドイツを経て、オーストリア其他歐洲諸國に及んで行つたのである。

吾が國に於て兒童虐待防止が組織的に考へられる様になつたのは昭和八年四月一日法律第四十號を以て發布された兒童虐待防止法制定以來である。其以前に於ても勿論其に就ての準備工作殊に個人の熱烈なる運動はあつたであらうが、元來兒童虐待防止に關しては強制力を賦與し親權に對してすら制限を加へねばならぬ行爲自體の性質より考へても、兒童保護思想が相當進んだ後に非れば之が實行は困難である。吾が國に於て兒童保護思想が比較的組織化されて來たのは大正十五年頃からである。即ち大正十五年十二月に第一回全國兒童保護事業會議が開催された事實を看過してはならぬであらう。其の會議の結果昭和二年五月五日の乳幼児愛護デー開催が決議されてゐるのである。斯くして兒童愛護の全

國的運動が實施されて來たのである。斯る運動の素地たるべき兒童保護思想は次第に普及化し且又進歩した結果、昭和八年頃には何等かの實を結ぶべき時期に到來してゐたのである。其の機會に兒童虐待防止法案が議會に提出され、遂に修正を経て兩院を通過したのである。此の法案が提出された際の理由書には「輓近社會事情ノ變遷ニ伴ヒ兒童ニ對スル各種ノ虐待事實ハ漸次増加スルト共ニ其ノ性質モ亦著シク殘忍苛酷ト爲ルノ傾向ニ在リ殊ニ近時財界不況ノ影響ヲ受ケ此ノ種惡性ノ行爲ハ益々増加シ之ガ保護救済ノ方策ヲ講ズルノ要緊切ナルヲ覺ユ然ルニ從來此ノ種ノ行爲ニ對シテハ刑罰法令ニ於テ刑罰ヲ以テ犯行ノ防止ヲ圖リツツアルノ外單ニ民法中親權者ノ爲ス虐待ニ付親權喪失ノ制裁アルニ止マリ發見セル被害兒童ノ保護救済ニ關シ未ダ何等適當ナル方途ヲ講ズル能ハザル實情ニ在ルハ眞ニ憂慮スベキ事態ナリト謂ハザルベカラズ仍テ速ニ被虐待兒童ノ保護救済ニ關スル制度ヲ確立スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」とあるが、此の中には被虐待兒童の存することは兒童自身の損失であると共に國家自體の損失でもあるとの意が包含されて居り(之は丹羽政府委員の提案理由説明の中に窺はれる)、兒童保護思想の進歩を表示してゐるのである。殊に斯る事實は同じ年の五月五日に少年救護法が法律第五十五號を以て公布されてゐることに依つても實證されるであらう。

兒童虐待防止法が公布されるや、直ちに被虐待兒童保護機關とし兒童擁護協會、救世軍芥種寮、杉並學園等が設立され東京府より委託さるゝ被虐待兒童の收容保護機關として其の機能が發揮さるゝに至つた。更に東京府兒童虐待防止協會が東京府知事を會長として昭和十一年度に設立され、兒童虐待防止法に依る被虐待兒童保護の側面機關として、物品販賣を中止せしむるための居宅救助金支出、法に依り得ざる準被虐待兒童の保護、其他の保護並に被虐待兒童保護思想の宣傳普及等を目的として其の活動を開始するに至つた。斯くして被虐待兒童の目をそむくるが如き悲惨なる事實を摘

出し、児童保護の眞精神に基き官民一致其の實績を示すに至つたのである。

尙ほ東京府に於ては児童の性質状況等に依り育兒事業施設（東京市養育院、福田會、婦人共立育兒會）や特殊施設（藤會學園、八幡學園、言泉學園、東京市幼少年保護所）に協力を求め児童の收容保護を依頼し、保護の萬全を期してゐることも附言して置くべきである。

註一 紐育児童虐待防止協會に於て保護の對象としてゐるのは主として十六歳未満の児童で、肉體的・精神的・道徳的の虐待を受けてゐるもの、遺棄放任せられたるもの、扶養者なきもの、身心に缺陷を有し必要な手當保護を受け得ざるもの、乞食・街頭物品販賣・見世物等の犠牲となるもの、貞操を犯されたるもの、私生兒なる故特殊の問題を有するもの、其他不適當なる環境にあるもの等である。斯る該當者のある場合通告を發つて本協會關係者が事情調査をするのであつて、其がためには警察當局を始め、文部省、衛生局、福利局、検事局、裁判所、學校、病院、教會、工場其他一般公衆等の援助の下に活動するのである。

取 扱 件 數

- 一〇、六四八
- 右の内適當なる保護者なく虐待放任せられたる児童數
- 六、九五四
- 家庭訪問調査及び再調査數
- 三二、三八七
- 本協會に於ける保護児童數
- 五、三三〇
- 放任虐待のため本協會の保護を受けたる児童數
- 一、一五四
- 保護所に於ける一日收容児童數
- 一九八
- 保護所に於て児童に給したる食事數
- 二一六、一五八
- 告訴 件 數
- 四一六

助言及通告數

五六九

になつてゐる。之がため要する一ヶ年の費用は約三十五萬弗内外で、其の内約三分の二は市の交付金であるが、保護收容所の方は専ら會員の積立金、篤志家富豪の寄附金其他に依る別途協會資金に依るのである

註二 倫敦児童虐待防止協會が保護の對象としてゐるのは児童保護法規定に該當する禁止行爲を爲す児童のある場合であつて、禁止行爲を擧げてみると

- 一、報酬を受くる目的を以て地方當局に届出づることなくして九歳以下の児童を四十八時間以上保育すること
- 二、幼児若しくは之を收容する建物を検査する爲の幼児保護訪問員若しくは其の他の係員の入場を拒むこと
- 三、幼児に生命保険を附すること
- 四、十六歳未満の児童に對し暴行虐待放任遺棄等其の健康を害する虞ある行爲をなすこと
- 五、児童に對し適當なる食物衣服醫藥又は宿泊をなさしめず又は自ら爲し能はずとするも救貧法に依る手續を怠りたるを
- 六、十六歳未満の児童を伴ひて乞食をなすこと
- 七、十四歳未満の男子及び十六歳未満の女子をして午後九時より午前六時迄街上又は盛場等に於て歌舞音曲を演ぜしむること
- 八、時の如何に拘らず十二歳未満の児童を使用すること
- 九、十六歳未満の児童をして危険なる諸箇の訓練をなさしむること
- 十、七歳未満の児童をして火傷の危険に曝す事
- 十一、四歳乃至十六歳の児童をして悪評ある家庭に住居せしむること
- 十二、十六歳未満の少女を誘惑し又は淫賣を教唆すること
- 十三、十六歳未満の児童に對し煙草を賣ること
- 十四、十四歳未満の児童をして左の諸行爲を爲さしむること

- イ、乞食
- ロ、家又は生計の方法無くして外を浮浪すること
- ハ、貧窮
- ニ、犯罪人又は酒癖ある両親に託すること
- ホ、不徳なる人々と相交はらしむること
- ヘ、職業家庭に居住せしむること
- 十五、古船具商は十六歳未満の児童より古金屬を購入すること
- 十六、質商は十四歳未満の児童より質物を取る事
- 十七、浮浪者五歳以上の児童を伴ひて徘徊し之が爲初等教育に妨害を生ぜしめたる時
- 十八、醫療を除く外五歳未満の児童に酒精飲料を與ふること
- 十九、酒場盛場等へ児童を伴ふこと

尙ほ参考のため一九三一年度本協會の事業成績を示すと
 本協會の保護又は救助を受けたる児童數 一〇六、〇四六

本協會審査の爲委託されたる児童事件數	放	遺	棄	待	任	食
	七	八〇	四〇三	一七六	二七、六四〇	四三、二四六

悖德	二七七
其他の悪行	二、六一三
申請による助言	八、四一二

警告數 三二、〇六七
 監督訪問數 二四三、二七八

右の數字は二六〇名の男女調査員に依つて直接行はれたるもので、調査員はイングランドに二一七名、アイルランドに二七名、ウエールズに一六名駐在してゐる。本協會は斯る児童の保護を爲すと共に、種々なる集會を通じて趣旨の徹底を期さんとしてゐる。

註三 諸外國に於ける被虐待児童保護沿革に關しては左の文書に負ふ所多きに付謝意に併せて此處に記載する。

Payne : The Child in Human Progress.
 Mangold : Problems of Child Welfare.
 W. Polligkeit : Das Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt Kommentar.
 増田抱村 「児童の社會問題」
 岩波教育學辭典
 佐野常光 「海外に於ける児童虐待防止協會の活動」
 社會局 「歐米各國児童保護ニ關スル法規」

三、東京府に於ける被虐待児童保護

(1) 被虐待兒童の保護

被虐待兒童と稱しても、虐待の程度とか虐待者の状態とか其他種々なる原因に依り、必ずしも保護處分を同一にし得ない事は云ふまでもないことである。従つて兒童虐待防止法に於ても法第二條第一項に依り三の保護處分を規定してゐる。即ち訓誡處分、條件附監護處分、收容委託處分の三處分が之である。

第一の訓誡處分と稱するのは、兒童を保護すべき責任ある者が十四歳未満の兒童を虐待し又は著しく監護を怠り因て刑罰法令に觸れ又は觸るゝ虞ある場合に地方長官が爲し得る最も簡単な保護處分である。即ち兒童が斯る處遇より救出さるゝ様、直接の保護責任者に對し訓誡を與ふるのであるが、此の處分は虐待の事實が比較的輕微なるものに對しては效果的であるが、其の程度の甚しきものに對しては殆んど効果を期待することが出来ぬと云はざるを得ないであらう。昭和八年度より昭和十二年度に至る五ヶ年間に於て第一號處分をなしたる件数は總計二九〇件であり、其の内譯をみると身體傷害一件、乞食九件、歌謡遊藝九件、物品販賣二七一件である。之に依れば物品販賣が九三%に當り、第一號處分中大部分を占めてゐる。此の事は物品販賣が虐待行爲としては比較的輕微なる場合の多いことを示すと共に、一號處分の有つ意味を表示するものである。

此の第一號處分に比し第二號處分は虐待行爲に關する種々なる條件が單なる訓誡のみに依つては其の効果を期し得ない場合に發生するものであつて、兒童を保護すべき責任ある者に對し條件を附して兒童の監護を爲さしむるため地方長官が行ふ處分である。斯る場合を例示すれば第二號處分が第一號處分並に第三號處分に比し其の占むる位置を明瞭なら

しむるに便宜であらうと考へる。

東京市内の某區に於て發生したケースであるが、小學校の女教員をしてゐた女が二人の子供を擁し妻と離婚した元運轉手たる某と内縁關係を結んだ。然るに此の一家の生活苦しさため此の婦人はカフエーの女給となり生活する様になり且妊娠するに至つた。斯る種々なる事情が原因して、七歳と五歳の男兒は放置さるゝ様になり、食事時間の如きは全く一定せざるに至り夕食の如きは夜間に及ぶことが屢々であつた。近隣の者が同情して本兒等に食事を與ふること屢々なることを知るや實父並に繼母はいたく本兒等を叱責し、遂に二階二疊の間に監禁同様にし、寒さの加はる季節になつても更衣をなさしめざるのみか、其の衣服は汚穢の極に達し、且又入浴せしめざること並に日光に浴せしめざること等のため兒童の顔色蒼白となり歩行すら困難になるに至つた。斯る事情下に達したるとき兒童虐待防止法を適用することになつたのであるが、如何なる處分を爲すべきかに關しては種々なる點を考慮して第二號處分と決定された。其の條件は次の數點である。

- 一、適度ニ戶外ニ於テ運動ヲナサシムルコト
- 二、毎週二回以上入浴ヲナサシムルコト
- 三、常ニ榮養ニ注意ヲ怠ラサルコト
- 四、居室ノ清潔ヲ保ツコト
- 五、衣服寢具ノ清潔ヲ保ツコト
- 六、其他兒童ノ心身ノ發育ニ留意シテ養育ヲナスコト

尙ホ左記事項ノ一ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

- 一、自己又ハ兒童ノ住所又ハ居所ノ變更アリタルトキ
- 二、兒童疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ十日以上ニ亘リ醫療ヲ受ケタルトキ
- 三、兒童死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ
- 四、其ノ他兒童ノ身邊ニ著シキ變化アリタルトキ

以上の如き條件を附して實父並に繼母は監護を命ぜられたのである。

昭和八年度より昭和十二年度に至る五ヶ年間に於て第二號處分に處されたる件数は三三件であり、之を理由別にみると身體傷害一件、藝妓二件、曲藝二件、物品販賣二三件、監護懈怠五件である。

然し第一號處分も第二號處分も不適當なりと考へらるゝ場合に、地方長官の行ふ處分は第三號處分である。即ち兒童保護責任者より兒童を引取り之を其の親族其の他の私人の家庭又は適當なる施設に委託する處分である。此の處分に依つて初めて兒童虐待防止法が其の眞實の力を發揚するに至るのであるが、之に關しては次に節を改めて述ぶることとする。

(2) 被虐待兒童の收容保護

兒童虐待防止法が規定する被虐待兒童の保護は前述の如き處分即ち保護責任者に対する訓誡處分とか條件附監護命令とかに依り企圖せらるゝのであるが、然し此等兩處分は比較的輕微なる虐待行爲に對してのみ其の効果を期し得るのである。

あつて、其の程度が相當の深度に及んでゐる虐待行爲に對しては燒石に水の如き感を懐かざるを得ないのである。そこで兒童虐待防止法が眞に其の價値を發揚するのは法第二條第一項第三號處分即ち被虐待兒童の引取處分と謂はねばならぬ。

法第二條第一項第三號に規定せらるゝ引取處分とは、兒童保護責任者より兒童を引取り、之を其の親族其の他の私人の家庭又は適當なる施設に委託することを稱するのである。即ち引取處分は、地方長官が單に被虐待兒童を引取ることによつて其の目的が完了するのではなく、引取つた兒童を親族其の他の私人の家庭に委託するか又は適當なる施設に委託することに依つて初めて其の目的が貫徹せられるのである。其處に兒童保護の深い精神が窺はれるのである。

元來兒童は家庭を離れて存在し得ないものである。家庭こそ兒童に取つて最も良き成長の場所であり、經驗の場所である。従つて古來兒童の養育は家庭を中心として考へられて來たことは歴史の示す事實である。兒童虐待防止法も勿論之を考慮するものであつて、兒童を其の親族其の他の私人の家庭に委託する様規定してゐるのである。殊に兒童保護責任者が親權者又は後見人でない時には、地方長官が兒童保護の爲不適當なりと認めない限り、又は引渡すことの出來ざる時以外には兒童は其の親權者又は後見人に引渡すべしと規定してゐる所を見ても(法第二條第二項)、其の間の消息が直ちに諸けるのである。而して此の事は法が規定してゐる私人の家庭に非ざる施設委託に關しても同様と云はねばならぬ。即ち法は單に施設と記載せずして、適當なる施設と爲してゐる事に依つて斯る解釋を爲し得るのである。家庭に代つて眞に兒童の養育を爲し得る施設こそ適當なる施設と云はねばならぬ。

兒童引取に關する法の規定並に其の精神は以上の如くであるが、法の實際運営に當つて起る問題は、被虐待兒童保護

處置の要迅速性に關するものである。即ち虐待行爲なる事實は兒童の身心に及ぼす影響が大なるものであつて、法發動前に入念の調査は期し得ないものである。引取處分に至るまでに於て時間を延引することあるとするならば、兒童の生命に係る場合の如きが多く發生せざるを得ないであらう。従つて保護責任者が親權者又は後見人でない場合に、親權者又は後見人が兒童保護上適當なりや否や、殊に遠隔の地にあるが如き場合には一層然りであるが、斯る點の調査の如きは事實問題として迅速性を望むことは困難と謂はねばならぬ。そこで引取りたる兒童は勢ひ事情の知れたる私人又は施設に委託するを便宜とし、又其が效果的と考へられるのである。

然し之にも實際問題として困難が存するのである。即ち其は私人の家庭に委託する場合であるが、被虐待兒童は身心の状態に於て非常に取扱ひの困難なる場合が多いため、普通の私人の家庭では餘程の理解がなければ委託を受けての養育は容易でないと謂はねばならぬ。のみならず實際問題として斯る私人の家庭を見出すことは殆んど困難である。そこで結局斯る兒童を養育するに適當なる施設を委託團體とするのが最も良き方法となるわけである。

斯る意味合に於て、東京府の引取處分は適當なる施設への委託即ち收容保護に依つて其の目的が達成せられてゐるのである。従つて東京府に於ては收容保護の研究こそ被虐待兒童保護事業中最も重要な問題と稱することが出来るであらう。因て以下此の收容保護の問題に關して其の概觀を記述することにす。

a 收容保護の範圍

收容保護と稱するは勿論兒童虐待防止法第二條第一項第三號に依るものであるが、之とても時間的制限のあることは

云ふまでもないことである。そこで收容保護を如何なる時間的範圍に限定するかの問題が發生するが、なるべく長期間に亘つて考究する方が内容の理解に便利であると思料せらるゝ故、兒童虐待防止法が施行せられた昭和八年度以降昭和十二年度に至る五ヶ年間を一括して記述することにす。

b 收容保護したる兒童

兒童虐待防止法第二條第一項第三號に依り收容保護したる被虐待兒童は、昭和八年度以降五ヶ年間に一九九名であつて、其中男兒は一〇三名、女兒は九六名であるから兩者は殆んど同數に近いと云へるであらう。而して其の兒童を年度別に考察してみると、昭和八年度は一九名(男一〇名、女九名)、昭和九年度は五四名(男三一一名、女二三名)、昭和十年度は三四名(男二二名、女一二名)、昭和十一年度は六〇名(男二六名、女三四名)、昭和十二年度は三二名(男一四名、女一八名)の割合になつてゐる。即ち昭和十一年度が最も多くて三〇%を占め、昭和九年度二七%、昭和十年度一七%、昭和十二年度一六%、昭和八年度一〇%の順序になつてゐる。而して五ヶ年間に收容保護したる兒童は一九九名であるから、一ヶ年平均約四〇名の兒童が收容保護せられることとなるわけである。而して此の兒童を延數にしてみると一四二、三二六名の多數に及んでゐる。従つて平均一ヶ年間二八、四六三名餘の兒童が收容保護を受けてゐるのである。

收容保護したる兒童數は右の如くであるが、其の收容時に於ける年齢如何と云ふならば、左表が示す通り一歳より十四歳に至る各年齢者を含んでゐるのである。其中九歳の兒童が最も多く、全體の一三%、十歳の兒童が之に次いで一二%を占めてゐる。之に次いで六歳、七歳、十一歳、四歳、十三歳、八歳、十四歳、五歳、十二歳、三歳、二歳、一歳

當ナル施設若クハ家庭ニ入レテ保護シヨウ、サウナルト其執行ニ方リマシテハ、親權者又ハ後見人ノ權利ガ事實上制限ヲ受ケルコトニモナリマスカラ、其點ハ明瞭ニシテ置ク必要ガアル、就テハ如何ナルモノヲ保護スレバ宜イカト云フト、親ガ虐待ヲシテ、刑法其他ノ刑罰法令デ禁止シテアルヤウナコトマデアル場合、是ハ其者ノ手カラ取ツテ保護スル……」此の答辯が示してゐる様に地方長官は自由に何でも處分は爲し得ないのであつて、児童を保護すべき責任ある者児童を虐待し又は著しく其の監護を怠り因テ刑罰法令に觸れ又は觸るる虞ある場合に初めて其を爲し得るのである。殊に児童の收容保護のときには斯る點を充分考慮しなければならぬのである。

東京府に於て收容保護したる児童は勿論以上の根本規定によるのであるが、其の具體的表示に依つて之を分類すると次の如くなる。

(1) 虐待行爲に因るもの

身體傷害	乞食	食	藝	妓
歌謡遊藝	物品販賣			

(2) 監護懈怠に因るもの

昭和八年度より昭和十二年度に至る五ヶ年間に於て右の理由以外で保護處分を受けた者は無いと云ふことを示してゐるに過ぎないのであつて、此の分類が児童虐待防止法第二條第一項第三號處分の全部に該當すると云ふのではない。例へば虐待行爲に因るものの中乞食、藝妓は東京府に於ては禁止業務行爲であるが、此の外にも禁止業務行爲として不具畸形を觀覽に供する行爲、輕業曲馬其他危険なる業務にして公衆の娛樂を目的とするもの、酌婦女給其他酒間の幹

旋を爲す業務が規定されてゐるのである(児童虐待防止法施行規則第十二條)。

さて右の分類に依つて昭和八年度より昭和十二年度に至る五ヶ年間の總括的數字をみると

(1) 虐待行爲に因るもの

身體傷害	一一二名
乞食	三五名
藝妓	五〇名
歌謡遊藝	三名
物品販賣	八名
	一六名
(2) 監護懈怠に因るもの	八七名

の如くなる。即ち虐待行爲に因るものは五六%、監護懈怠に因るものは四四%である。而して虐待行爲に因るものを内容的にみると、乞食が五〇名で最も多く、虐待行爲に因るものの全體中四五%を占めてゐる。之に次いで身體傷害は三五名で三一%、物品販賣は一六名で一四%、歌謡遊藝は八名で七%、最後に藝妓は三名で三%となつてゐる。

以上の如き理由に依り收容保護處分を受けた児童を年齢的觀點より検討してみると、各理由別に夫々の特色が見出される様である。即ち身體傷害に於ては一歳より四歳までは一名の該當者もなく、五歳に至つて初めて一名の該當者を見出し、以後十三歳に至る各年齢児童に之を見出すのである。元來身體傷害は虐待行爲と稱するものの中でも最も悲惨なるものであつて、児童の身心に與へる苦痛の最も甚しいものである。従つて児童虐待防止法が發動することに依り斯る

兒童の受くる喜びと云ふものは非常なものである。然るに一歳より四歳に至る最も幼少なる兒童に其の該當者が無いと云ふことは、結局斯る年齢の兒童が身體的に見て餘りにも未發達の状態にある關係上、虐待者をして別の方法を探らしむるに基因するものと推定される。即ち監護懈怠と稱する虐待の消極的形態を探らしむるに至るのであらう。此の事實は監護懈怠を收容保護處分の理由となした八七名の兒童を年齢的に觀察するならば容易に認むることが出来るであらう。即ち右の兒童の中一歳の者一名、二歳の者四名、三歳の者三名、四歳の者一〇名、五歳の者四名と云ふ様になつてゐるのである。實子殺事件等に於ては身體的傷害を加ふるよりも、監護懈怠に依る消極的殺人手段が選ばれ、殊に最も幼少なる乳兒又は幼兒に斯る方法が採られるのは一面虐待行為を擬装し他人の目を逃れると共に他面身體的未發達者に對する虐待者の心理的傾向とも考へられるであらう。従つて監護懈怠は身體傷害と異り各年齢の兒童に於て之を認むることが出来るのである。

更に保護處分を受けた兒童の中乞食行為を爲さしめられた者を年齢的にみると、之は一歳より十四歳に至る各年齢に於て其の對象を見出すのである。此處で一才奇異の感に打たれるのは、一歳、二歳、三歳と云ふが如き幼少なる者が乞食行為を爲し得るやと云ふ疑問である。然し之は兒童虐待防止法に於ては、其の保護收容處分を爲すとき兒童の保護責任者の存在を不可缺の要件としてゐる事實を想起するならば、此の疑問は解消するであらう。即ち保護責任者（勿論之は廣義のものであつて、親權者後見人を初めとし、親戚、雇主、同居者等であつても實際兒童の保護に當る者を皆含むのである）なき兒童が單獨に乞食行為を爲してゐても其は兒童虐待防止法の對象とはならないのである。此の事は他面自分自身の力を以つて乞食行為を爲し得ざる幼少なる兒童でも、保護責任者の行使に依つて乞食行為を爲し得ると

云ふことを暗示するのである。即ち乳幼兒は自らは乞食行為を爲し得ざるものであるが、保護責任者が此等の兒童を乞食行為の具に供するとするならば、其は明かに乞食行為と看做すことが出来るのである。従つて收容保護處分理由としての乞食中には一歳より十四歳に至る各年齢を網羅するの特徴を來らすのである。

之に對して藝妓、歌謡遊藝の如きは幼少なる兒童に之を見出すことは困難である。收容保護處分を爲した中、此等兩者が原因となつてゐるのは十歳以後の者である。之は業務其ものの性質より來る結果でもあるが、他面斯る業務は幼少なる兒童を仕込なる名目の下に家庭内に隠匿する結果外部的發見が困難であることに基因するであらう。殊に藝妓は民法の養子縁組制度を悪用して事實上の人身賣買を行ふこと多きため、兒童虐待防止法が企圖する保護を斯る兒童に及ぼすことは相當困難である。之に反し歌謡遊藝は漸次減少の氣運にある様である。昭和八年度以來五ヶ年間に於ける歌謡遊藝は前述の如く八名であるが、其中七名は昭和八年度に保護收容せられ、他の一名が十四歳で昭和十一年度に保護收容せられた事實に徴するも、又一般に戸々に付又は道路に於ける歌謡遊藝が減少したと思料せらるゝ點に徴するも、兒童虐待防止法が對象とする斯の種兒童が減少しつゝありと認定することが出来るであらう。

物品を戸々に付又は道路に於て販賣して收容保護された兒童は昭和八年度以來五ヶ年間に於て其の數一六名であるが、之を年齢別にみると、九歳五名、十歳四名、十一歳六歳各二名其他になつてゐる。此の物品販賣の中には辻占賣、花賣、たわし賣等が含まれてゐるが、其の大部分は辻占賣である。元來物品販賣は許可制となつてゐるのであつて、兒童虐待防止法施行規則第十四條に依ると「戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販賣スル業務ニ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル兒童ヲ用ヒントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ」となつてゐる。従つて十四歳未滿の兒童が戸々に付又は道路に

一 歳	年 齢	種 目	
		計 女	計 男
	身 體 傷 害		
	乞 食		
	妓 行		
	歌 謠 遊 藝		
	物 品 販 賣		
	監 護 懈 怠		
	合 計		

保護處分理由表 (昭和八年度)

尚ほ保護處分理由は所謂第三號處分中最も重要なものなる故、各年度別に其と兒童の年齢、性の關係を明かならしめ且各年度の比較する便宜のため左の表を記載することとする。

合 計	十 四 歳	十 三 歳
計 女 男	計 女 男	計 女 男
三 五	一 六	一 九
五 〇	二 〇	三 〇
三 三	一 一	一 一
八 七	一 一	一 一
一 六	一 一	一 一
八 七	四 一	四 六
一 九	一 一	一 三
九 六	一 一	三 五
一 〇 三	一 一	一 三
一 九 九	一 四	一 五
		九 六

十 二 歳	十 一 歳	十 歳	九 歳	八 歳	七 歳	年 齢	種 目
計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	性	
一 一	三 一	七 二	七 二	二 一	六 五		身 體 傷 害
二 一	四 一	二 二	六 一	四 二	八 二		乞 食
							妓 行
一 一	二 二	四 三					歌 謠 遊 藝
一 一	二 二	四 二	五 四				物 品 販 賣
五 三	六 三	五 三	八 一	八 二	五 一		監 護 懈 怠
							合 計
一 〇 五	一 七 九	二 三 三	二 六 六	一 四 五	一 九 八		計

十 四 歲	十 三 歲	十 二 歲	十 一 歲	十 歲	九 歲	八 歲
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
		— —			二 — —	
				— —	— —	
		— —	二 —	四 — —		
	— —					
		二 — —	二 —	五 — —	三 — —	

七 歲	六 歲	五 歲	四 歲	三 歲	二 歲	年 齡	種 目
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	性	
	— —						身 體 傷 害
二 二	— —		— —	— —			乞 食
							藝 妓
							歌 謠 遊 藝
							物 品 販 賣
							監 護 懈 怠
							合 計
二 二	二 二		— —	— —			計

十 歲	九 歲	八 歲	七 歲	六 歲	五 歲	四 歲
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
四二二	二一一		三二一	一一一		
一一一	二二二	三一二	三三三	一一一	一一一	二一一
一一一	一一一			一一一		
二二二		二一一	一一一	五二三		三一三
八五三	五二三	五二三	七二五	八三五	一一一	五二三

三 歲	二 歲	一 歲	年 齡
計女男	計女男	計女男	種 目
			身體傷害
二二二			乞食
			藝妓
			歌謠遊藝
			物品販賣
一一一			監護懈怠
三二一			合計

保護處分理由表 (昭和九年度)

合 計	年 齡
計女男	種 目
四一三	身體傷害
七一六	乞食
	藝妓
七六一	歌謠遊藝
	物品販賣
一一一	監護懈怠
一九九〇	合計

年 齡 種 目	一 歲		二 歲		三 歲		四 歲		五 歲		六 歲	
	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男
身 體 傷 害												
乞 食												
藝 妓												
歌 謠 遊 藝												
物 品 販 賣												
監 護 懈 怠												
合 計												
計	二	二	三	二	一	三	三	一	一	一	三	二

三五

保護處分理由表 (昭和十年度)

年 齡 種 目	十 一 歲		十 二 歲		十 三 歲		十 四 歲		合 計	
	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男	計 女	計 男
身 體 傷 害										
乞 食										
藝 妓										
歌 謠 遊 藝										
物 品 販 賣										
監 護 懈 怠										
合 計										
計	一	一	三	一	一	一	二	二	五	三

三四



合計	十四歲		十三歲		十二歲		十一歲		十歲		九歲														
	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男													
九四五					一一					一一			一一			一一			一一			一一			
一一五六	一一								一一								二			二			二		
一一	一一																								
四二二									一一				一一				一一			一一			一一		
三二一 五二三	八七一	六四二	二一一	一一	一一	二一一	二	二	二	二	二	二													
六三二 〇四六	一〇九一	七五二	二一一	四二二	四一三	六一五																			

八歲	七歲	六歲	五歲	四歲	三歲	年齡		種目
						計女	計男	
一一	二二	一一	一一					身體傷害
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	乞食
								藝妓
								歌謠遊藝
		一一	一一					物品販賣
一一	三一	二二	三二	二一	二一	二一	二一	監護懈怠
								合計
三一	六三	五三	五四	三一	三一	三一	三一	計

十 二 歲	十 一 歲	十 歲	九 歲	八 歲	七 歲	六 歲
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
		- -			- -	- -
					- -	
		- -	二 二			
- -	四 - 三		二 二	四 - 三		二 二
- -	四 - 三	二 - -	四 二 二	四 - 三	二 二	三 三

五 歲	四 歲	三 歲	二 歲	一 歲	年 齡 種 目
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	
					身 體 傷 害
- -					乞 食
					藝 妓
					歌 謠 遊 藝
		- -			物 品 販 賣
- -	三 - 二		- -		監 護 懈 怠
- -	三 - 二	- -	- -		合 計
二 二	三 - 二	- -	- -		

保護處分理由表 (昭和十二年度)

年 齡	十 三 歳		十 四 歳		合 計
	計	女	計	女	
身 體 傷 害	1	1	1	1	4
乞 食					2
藝 妓					
歌 謠 遊 藝					
物 品 販 賣			1	4	5
監 護 懈 怠		1	1	2	2
合 計	1	2	2	3	11

d 兒童の保護責任者

兒童虐待防止法が發動するためには、兒童を保護すべき責任者のあることが不可欠の條件であること並びに其は廣義に解すべきであることは前述した通りであるが、昭和八年度より五ヶ年間に於ける收容保護兒童の保護責任者を具體的に示すと實父、實母、繼父、繼母、養父、養母、親戚、雇主、他人となつてゐる。而して其の中實父が保護責任者となつてゐる兒童は八六名(全兒童の四三%)、實母が保護責任者である兒童は四五名(全兒童の二三%)、雇主の場合三三名(二七%)、他人の場合一〇名(五%)、親戚の場合九名(五%)、養母の場合七名(三%)、養父の場合五名(一%)、繼母の場合三名(一%)、繼父の場合一名(一%)である。

實父が保護責任者たる場合の兒童數が全收容保護兒童の四三%であると云ふことは少しく豫期に反する様であるが、其の保護處分理由別に之を點檢するならば其の間の消息が判明することである。即ち實父保護責任者の場合、保護處分理由よりみて最も兒童の多いのは監護懈怠三七名で此の場合の全兒童の四三%を占め、之に次ぐものは乞食二八名で三三%、更に物品販賣一三名で一五%、身體傷害七名で八%、藝妓一名で一%となつてゐる。之に依ると監護懈怠、乞食、物品販賣等が其の上位を占めて居ることが明かであるが、斯る行爲を兒童に爲さしむる實父の非生産的様相を想起することが出来るのである。木賃宿に宿泊するとか、住所不定で浮浪するが如き實父こそ其である。實父が斯る境遇に墮する迄には種々の原因があるであらうが、事情此處に至つた時斯る境遇より抜け出ると云ふことは仲々容易なことではない。心理的に陥つた一種の宿命觀に引きづられて、前途の希望もなく、瞬間的生活に陥つてゐる者が多いのである。従つて兒童を生活費獲得の具に供し實父自身は手を拱いてゐるか、又は兒童を全く放置して低劣なる自己享樂に耽るか、或は兒童を自己と同一なる低平面に浮動せしむるかの結果となり、之が監護懈怠、乞食、物品販賣(主として辻占賣)の保護處分理由を形成するに至るのである。實父保護責任者の場合兒童が身體傷害に依り收容保護を受けた者七名(實父保護責任者の場合の全收容保護兒童の八%)の存することは、實父の飲酒癖の結果に依るか又は兒童の繼母(事實上に於ける)に對する關心の結果に基づくのが大部分で、實父の變質性に依るのが例外的に一件考へられる位のものである。更に實父保護責任者の場合藝妓が保護處分理由となつた者一名あるも、之は云ふ迄もなく實父の享樂の犠牲となつたものである。

實母が保護責任者の場合の兒童數が全收容保護兒童の二三%を占め、實父保護責任者の場合に次いで多數であるが、

監護懈怠、乞食等が其の保護處分理由の大部分であることを思へば、之は實母の生活無能力に基因すると云ふことが出来る。此の生活無能力は夫を失ひたる結果の経済的困窮に因つて來る場合もあらうし、又實母の性格的缺陷に因つて來る場合もあらう。然し單に経済的理由のみならば救護法（實母の場合は殆んど大部分母子のみの生活なる故現在では勿論母子保護法の對象となる）とか母子保護施設とかの救助に依り問題は解決するであらうが、此處に兒童虐待防止法の對象となつた實母は経済的理由、性格的理由、素行的理由等が複合してゐる存在なる場合が多いため、單純に救助することは困難である。其の結果先づ兒童の保護に中心を置き兒童を收容保護して然る後に實母の更生方法を考へざるを得ないのである。斯る見解を根底とし、監護懈怠、乞食、物品販賣等を表現的理由として四三名の兒童が實母の手より引離されたのである。此の外身體傷害を理由として二名の兒童が實母より引取られ收容保護されたのであるが、其の中の一名は實母の情夫に對する關心の犠牲となり、他の一名は實母の生活費獲得の具とされたのである。

雇主が保護責任者の場合の兒童數が全收容保護兒童の三三%を占めてゐるが、其を保護處分別にみると監護懈怠六一%、歌謡遊藝二一%、身體傷害一八%の比率を示すのである。而して乞食、藝妓、物品販賣等に其の對象を見出さないのは雇主の性格を物語る一事實である。即ち乞食行爲を常習とする者も所謂雇主として他人の子供を賃借する如きを爲さざる様になり、主として實父母が乞食行爲の主流となりつゝあるのである。又藝妓の如きも雇主として之を抱へるが如き恩策を爲さずして、養子縁組制度を逆用するため之を認め得ないのである。尙ほ物品販賣に於て保護責任者としての雇主を見出し得ないものは少しく奇妙に感ぜらるゝが、戸々に付道路に於ての物品販賣は、辻占賣、花賣、新聞賣の如き業務を除いて特に營業的價值ある業務は少いのである。油賣の如きが行商として比較的利益のある位のものである。

從つて雇主として特に兒童を使用するの利益がないのである。其の利益の多い辻占賣、花賣の如き業務も、其がカフェー、バーの如き盛場を中心とした場合にのみ其が可能である。然るに斯る行爲は兒童虐待防止法に抵觸し、業務其自體に危険性を帯びてゐる關係上、直接兒童を雇主として雇傭し、其の危険性を負擔するよりも、其を他に委せ其の裏面に於て實收を得んとすることを計畫するのである。辻占、あぶり出しの卸賣、花の卸賣、線香の卸賣等の如く所謂雇主が影の存在となり、法の取締を潜るのである。斯くの如く保護責任者としての雇主を乞食、藝妓、物品販賣等に於て見出し得ないのであるが、監護懈怠、身體傷害、歌謡遊藝に於ては前述の如く之を三三名も見出すのである。然し其の中で最も人員の多い監護懈怠は白紙委任状に依る事實に關係するものであつて、純粹の監護懈怠とは少しく趣を異にする點を包含するので、雇主を保護責任者とする保護處分の理由は、身體傷害並に歌謡遊藝にあると云はねばならぬ。此の兩者に共通することは、彼等が前借金に依り賣られてゐると云ふ事實である。賣る方ではなるべく高く賣り、買ふ方ではなるべく安く買ふと云ふのは世の常であるが、安く買はんとする雇主は、買つたる兒童を其の契約期間中最大限度にまで使用し様とするのである。勿論法律に依り人身賣買は禁ぜられてゐるのであるから、兒童を賣る買ふと云つても其は前借金と云ふ形式になるのであるが、事實上賣られた兒童は最大限度に於て勞働を強ひられるのである。従つて之が何かの機縁に於て身體傷害、歌謡遊藝の強要となつて顯れるのである。收容保護をされた此等の兒童は、大體五六十圓の前借金の下に斯る桎梏に苦しんでゐたのである。殊に歌謡遊藝に八名の兒童があるも、其中七名は同一雇主に屬するものであつて、此の收容保護處分に依つて其の雇主の營業は廢滅するに至り、且之が昭和八年度であり其後殆んど斯る業務に兒童の使用を見ざる程度に立ち至つた事は喜ばしきことである。

此の外保護責任者として他人、親戚、養父母、繼父母が擧げられるが、此等に共通して保護處分理由に身體傷害が存するのである。之は經濟的理由とか、人事的理由とかに依る兒童の邪魔者視、或は肉親的關係無きに因る感情的激發等に其の根源が認められる様である。之等の保護責任者中養父母に各一名宛藝妓が保護處分理由となつてゐるものがあるも、之は藝妓の養子縁組制度逆用を窺ひ知ることの出来る事例である。

兒童の保護責任者と保護處分理由表

保護處分理由	保護責任者		虐待						
	實父	實母	繼父	繼母	養父	養母	親戚	主他人	計
身體傷害	一六	一一					三一	四四	二一
乞食	一九	七							二〇
藝妓									三
歌謡遊藝								六一	七一
物品販賣	七	六							一三
計	九七	七							一〇四

合計	監護懈怠	
	女	男
計	二一	二一
女	一六	二
男	五	二
計	一七	九
女	九	一
男	二	一
計	一一	二
女	三	一
男	二	一
計	一一	二
女	七	一
男	六	一
計	一五	五
女	一	一
男	四	四
計	一	一
女	一	一
男	〇	〇
計	四	六
女	一	一
男	三	三
計	四	六
女	一	一
男	三	三
計	四	六
女	一	一
男	三	三
計	四	六

兒童保護處分の申告者

兒童虐待防止法に依り保護處分を爲すのは地方長官であるが、東京府に於ては市區町村長又は警察署長に對し虐待事實を發見したるとき知事に所定事項を具し申告すべしと命じてある(兒童虐待防止法施行規則第一條)。従つて東京府知事は市區町村長又は警察署長の申告を俟つて保護處分を行ふ様にしてゐるのである。

昭和八年度以降五ヶ年間に於て保護處分兒童一九九名中一八五名は警察署長の申告に係り、一四名が市區町村長の申告になるのである。即ち九三%が警察署長の申告になるわけである。之は警察署長が取締をなすべき直接責任者たる事にも關係するのであるが、又一面警察署長が申告した方が便宜であることにも因るのである。即ち保護處分を爲すが如き場合には兒童と保護責任者の分離である。従つて兒童の引取に關聯して種々なる問題を惹起し易いのであるから、斯る場合警察署長の申告に依ると問題を比較的容易に解決し得る可能性が強いのである。其等の事が理由となつて警察署長の申告が多いのであらう。

申告したる兒童數より考察すると象潟警察署が最も多く五四名で二七%を占め、上野警察署が之に次いで二九名で一

五%、日本堤警察署が一七名で九%を占めてゐる。之に次ぐものは兩國警察署の八名、中野警察署の七名、千住警察署の六名となつてゐる。其の外は五名、四名、三名、二名、一名の如きとなり、砂町警察署外二八警察署並に七區町になつてゐる。此の事實をみると、取扱兒童數の多寡は其の申告者の地域的特色を示してゐる様に思考される。即ち取扱兒童數の最も多き象潟警察署、上野警察署、日本堤警察署の三警察署所在地は浅草、上野の盛場を擁してゐる關係上、其處に自づと斯る事件を伏在せざるを得ないのであらう。殊に此の三警察署も夫々の特色が認められるのである。象潟警察署の管内に於て最も問題の發生し易いのは浅草公園を中心とした所である。嘗ては此處を中心として浮浪者、不良の群が相當多數勢力を張つてゐた時もあるが、警察署長の賢明なる漸減主義政策と取締の徹底とに依つて次第に其の數が減少したのである。而して此の警察署長の方針は今日も依然踏襲せられてゐる關係上、浮浪者、乞食、不良に對する此の取締方針が兒童虐待防止法運用に當つても其の態様を示してゐるのである。即ち象潟警察署長が昭和八年度以來五ヶ年間に於て申告したる第三號處分兒童は前述の通り五四名であるが、其の處分理由をみると身體傷害八名、乞食一九名、監護懈怠二五名、其他藝妓及び物品販賣各一名となつてゐる。之に依ると乞食、監護懈怠が合して四四名となり、其の取扱兒童總數五四名に對する百分率は八一%となるのである。而して其の乞食、監護懈怠を爲さしめたる保護責任者が主として住所不定の者であることを思へば、象潟署は此の方面に其の特徵を示してゐると考へられる。然るに上野警察署長が申告したる第三號處分兒童は昭和八年度以來五ヶ年間に二九名であるが、其の中監護懈怠二〇名で六九%を占め、物品販賣五名で一八%、身體傷害三名で一〇%、藝妓一名で三%となつてゐる。此の中監護懈怠が六九%を占むると云ふことが上野警察署の持つ特種態様と稱することが出来る。即ち此處に所謂監護懈怠は白紙委任狀に依る事實兒童が其の大

部分を占めてゐるのであるが、上野驛は東北方面よりの關門である。従つて經濟的不況と習慣との犠牲となつて、上野驛に降車する不幸なる兒童の群が相當の數に及んでゐるであらう。此等の兒童中保護せられた者が前記監護懈怠を理由とする兒童の大部分である。象潟並上野の兩警察署に關しては以上の如くに特色が窺はれるが、之が日本堤警察署に至ると又其の特色が認められるのである。日本堤警察署長が昭和八年度以來五ヶ年間に申告したる第三號保護處分兒童は一七名であるが、其中物品販賣が、一〇名で五九%、乞食三名で一七%、身體傷害並監護懈怠が各二名づつで夫々一二%宛である。日本堤警察署管内には吉原遊廓の如き盛場はあるが、象潟警察署管内の如き浅草公園を中心とする盛場とは其の輪廓が異つてゐる。従つて象潟警察署管内に於て見られる乞食、監護懈怠は此處に殆んど見出し得ないのである。此處の特色は五九%を占むる物品販賣に其を見出すのである。物品販賣とは勿論辻占賣が其の大部分であるが、日本堤警察署長の申告が何故物品販賣の兒童に關して斯くも多數を占むるかは、其の管内に於て斯る行爲が爲されると云ふ事實に依つて歸結されることは出來得ないのである。寧ろ日本堤警察署管内よりも象潟警察署、上野警察署、築地警察署、淀橋警察署、四谷警察署管内等に於て其の對象兒童は多數發見されるのである。其にも拘らず日本堤警察署長の申告に係る兒童の其等警察署長の申告に係る其に比し絶對的多數を占むると云ふのは、斯る兒童が多數其の管内に居住すると云ふ結果に因るのである。浅草區山谷の木賃宿には斯る兒童の收入に依存して生活する者が多いのである。従つて假令其の管内で斯る行爲が行はれなくとも、他の管轄内に於て之が行はれるとするならば、事件が移牒せられて來る場合も多からうし、又家庭調査に依つて其の常習的行爲が認められる場合もあらう。之が日本堤署管内に於て物品販賣を處分理由とするもの多き事由である。

兒童の身分關係表

合 計	監 護 懈 怠	處 分 理 由				身 分	
		爲 物 販 賣	行 歌 遊 藝	待 藝 妓 食	虐 乞 身 體 傷 害		
八	四	五	一	一	七	男	摘 出 子
六	三	四	五	一	三	女	
一四七	五	九	六	一	二九	計	庶 子
六	二	二	一	一	二	男	私 生 子
九	三	三	一	一	二	女	
一五	五	五	一	一	二	計	養 子
一	一	一	一	一	一	男	無 籍 不 詳
五	一	一	一	一	三	女	
六	一	一	一	一	三	計	合 計
三	一	一	一	一	一	男	
四	一	一	一	一	二	女	合 計
七	一	一	一	一	三	計	
三	一	一	一	一	一	男	合 計
二	一	一	一	一	二	女	
五	一	一	一	一	五	計	合 計
九	二	一	一	一	七	男	
一〇	三	二	一	一	三	女	合 計
一九	五	二	一	一	一〇	計	
一〇三	四	七	一	一	三〇	男	合 計
九六	二	九	七	三	二〇	女	
一九九	八七	一六	八	三	五〇	計	

8 兒童の學業關係

被虐待兒童として法律の保護對象となるのは十四歳未満の者である關係上、義務教育年齢の兒童が凡て法の保護對象となるわけである。收容保護されたる昭和八年度以來五ヶ年間に於ける兒童一九九名中義務教育年齢以上の者は一二五名であつて、學齡未滿の乳幼兒三七%に對して此等兒童は六三%を占めて居る。而して一二五名の義務教育年齢以上あ

の者が、國民として當然享くべき義務教育を如何に果してゐるか、被虐待兒童なる特殊存在に併せて考へるとき興味ある問題である。

いま此等一二五名の兒童の學業狀況と年齢との關係をみると次の如くである。

兒童の學業狀況と年齢表 (△印は夜間小學校)

年 齡	七 歳		八 歳		九 歳		十 歳		十 一 歳		學 業 狀 況
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
學 在	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	了 修
學 在	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	學 在
退 中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	退 中
了 修	一	一	一								

年 齡	十二 歲		十三 歲		十四 歲		計
	女	男	女	男	女	男	
尋 常 一 年	△ ₁	△ ₁					△ ₂
尋 常 二 年							
尋 常 三 年							
尋 常 四 年							
尋 常 五 年							
尋 常 六 年							
高 小 一 年							
高 小 二 年							
不 就 學							
不 詳							
計	△ ₁	△ ₁					△ ₂

此の表に依ると、尋常一學年に在學中の児童七名、同學年の中途退學者六名、同學年の修了者一名の割合になつて居り、總計尋常一學年に關係する者一四名であるが、七歳の児童二名、八歳の児童四名、九歳の児童二名、十歳の児童一名、十一歳の児童四名、十二歳の児童一名となる。即ち九歳より十二歳に至る各年齢者にして尋常一學年程度の學力者が八名居るわけになる。尋常二學年をみると、在學中の者一〇名、中途退學者の者五名、修了者一名計一六名であるが、十歳乃至十二歳の者が四名である。尋常三學年をみると、在學中の者三名、中途退學者の者六名、修了者二名計一一名であるが、十一歳乃至十三歳の者五名である。尋常四學年に於ては在學中の者六名、中途退學者の者四名、修了者一名計一一名であるが、十二歳乃至十三歳の者二名である。尋常五學年に於ては在學中の者三名、中途退學者の者二名計五名であり、

其の中十三歳の者二名である。尋常六學年に於ては在學中の者三名、中途退學者の者一名、修了者一六名計二〇名である。右の事實よりみると、尋常一學年より尋常六學年に至る間に於て、各學年該當年齡を超へたる児童數即ち年齢に比して學力程度低き者の數は漸次減少する傾向あることが分る。即ち一學年に於て斯る児童は八名、二學年に於ては四名、三學年に於ては五名、四學年に於ては二名、五學年に於ては二名の割合になつてゐる。尙ほ尋常一學年より尋常六學年に至る間の在學中の者、中途退學者の者、修了者の割合をみると、在學三二名、中退二四名、修了二一名である。此の中修了二一名と云つても純粹の尋常六學年修了がその大部分を占めて居つて一六名であるから、結局五名の修了は義務教育全體よりみれば中退と看做るべきものである。故に在學三二名、中退二九名、修了一六名として考へるならば總數七七名となり、在學四一%、中退三八%、修了二一%となるわけである。右の通中途退學者の者三八%あることだけでも大なる問題であるが、更に義務教育年齢以上の児童一二五名の中不就學児童三五名、不詳の者一三名あると云ふ事實を看過してはならぬ。不就學児童は云ふまでもなく義務教育の年齢に達しても全く就學の經驗を有さざるもので、此の児童數三五名、即ち收容保護児童中學齡期以上の者一二五名に對し二八%の多きを占むるのである。殊に學齡期以上の児童一二五名には中退者二九名(尋一乃至尋五の修了者を含む)を包含する故、之を除いた九六名に對しては不就學児童の百分比は三六%となるわけである。更に學業狀況不詳の児童一三名を算するが、之は結極中途退學者か不就學者か兎に角兩者の一と推定することが出来る故、假に之を中途退學者のみとして此の一三名の児童を右の學齡期以上の児童より前記中途退學者と合して控除するならば、全児童數八三名となり、其中不就學児童は四二%となることになる。之に依つてみれば、被虐待児童の如何に多くが、學校生活の楽しみ經驗を

き運命にあるかと推定出来る事である。

歌謡遊藝の場合をみると尋二學年程度の者二名、尋四學年程度の者二名、尋六學年程度の者一名、不就學の者三名計八名になつてゐる。而かも其の中在學中の者四名、尋常六學年修了者一名と云ふことを併せ考へると比較的此の場合に學業状態良好なりと云はれるかも知れぬが、此處で注意すべきは右の在學中の兒童並に修了兒童は全部夜間小學校に通學する者であることの事實である。此等夜間通學兒童は晝間に於ける歌謡遊藝行爲を強制されてゐたのであり、雇主が申請的に夜間小學校に通學させてゐたと考へて差支ないと思ふ。不就學兒童三名は晝夜間に於ける歌謡遊藝行爲の極端に苦しんだ者と云ふことが出来るであらう。

物品販賣の場合に於ては尋一學年程度の者二名、尋二學年程度の者一名、尋三學年程度の者一名、尋四學年程度の者二名、尋五學年程度の者一名、不就學の者五名、不詳の者一名の割合となり、在學中の者五名、中途退學の者二名（尋一修了者を含む）、不就學者五名、不詳一名となる。

監護懈怠の場合に於ては尋一學年程度の者五名、尋二學年程度の者四名、尋三學年程度の者五名、尋四學年程度の者四名、尋五學年程度の者二名、尋六學年程度の者一六名、不就學の者七名、不詳の者六名となり、在學中の者一二名、尋六修了者一三名、中途退學の者二名（尋三修了、尋四修了の二名を含む）、不就學者七名、不詳六名となる。在學中の者並に尋六修了者を合したる二五名に對し、中途退學者、不就學者、不詳者を合したる二四名の割合をみると五一%對四九%となり、監護懈怠に於ては學業關係は他の分に比して比較的良好である。殊に尋六在學中の者並に義務教育修了者合して一六名あることに依つても斯く考へることが出来るであらう。

h 收容處分後に於ける兒童保護狀況

兒童を兒童虐待防止法第一條第一項第三號に依り施設に收容處分したる後、此等兒童が如何なる生活をなすか、其の保護狀況を知ることが、第三號處分の效果を知るの所以である。勿論兒童虐待防止法が兒童に對しては全く保護の精神に盡きる以上、兒童に最も適したる生活をなさしめんとすることは言を俟たない。兒童に最も適したる生活とは、家庭的景團氣の強い生活であると共に、學校教育を受くべき年齢の者に對しては教育を受けしむることを意味するのである。従つて收容處分後兒童は家庭的景團氣を味ひ、普通小學校に通學することを原則とするのである。其は一般家庭と全く同様である。然し虐待を受けた兒童は、身心の狀況に於て甚だしく劣悪なる状態に置かれて居つた關係上、身體的保護（醫療的保護、栄養補給、運動的保護等）に留意するは勿論、精神的保護（素直な童心の回復、性格陶冶、道德的訓練等）に關しても最善の努力を傾注するのである。故に兒童は徐々に身心の回復をなして、一般兒童の標準に向つて進むのである。而して中には一般兒童の標準以上に出る者も數へられるのである。殊に學業成績に於ては非常な優秀さを示し、組長となり又全甲を得るに至つた者數名を數へることが出来る状態である。

然し被虐待兒童の保護はケースワークである關係上、兒童一人々に依り收容處分後も常に問題を個々の處理する必要があるわけである。而して起り得る問題は、處分理由の解消とか其他の理由に因る處分解除に依り親權者とか親戚等に身柄を引渡したり、保護年齢滿了に依る團體保護をなす必要も起り、更に死亡、行方不明、其他施設收容等の問題も發生し、又は個人委託等の要も生ずるのである。今昭和八年度以降昭和十二年度に至る五ヶ年間に於ける收容保護兒

之に依ると一ヶ月以内一〇%、二ヶ月以内一八%、五ヶ月以内一一%、一ヶ年以内一三%、一ヶ年半以内一八%、二ヶ年以内一〇%、二ヶ年半以内三%、三ヶ年以内八%、三ヶ年半未満二%、三ヶ年以上七%の割合になつてゐる。即ち一ヶ年以内に處分解除又は變更せられたるものは五二%、二ヶ年以内のもの二八%、三ヶ年以上のもの二〇%である。之に依れば處分の解除又は變更の問題は大體一ヶ年以内に決定されるのであつて、其の後期間の経過する程此の問題の決定は困難となる事を示すのである。其の意味は兒童保護責任者の改悛の情顯著なるものは、比較的早期に於て可能なのであつて、然らざる場合には長期に亘る繼續保護を要するとの結論を爲し得るのである。

此の事實は收容保護處分理由別に之を視察するならば、明瞭に推察することが出来るであらう。之を表示すれば次の如くである。

計	監 護 懈 怠	種 目					種 性	收容期間	
		爲 物 品 販 賣	行 歌 遊 藝	待 遊 藝 妓	乞 食	虐 身 體 傷 害		以 内	以 外
一	一						男	一	一
五	四				一		女	一	一
五	二				三		男	一	一
六	五				一		女	一	一
五	二				一	二	男	一	一
二	一				一		女	一	一
四	三				一		男	一	一
四	二				二		女	一	一
八	六	一				一	男	一	一
三	二						女	一	一
二	一					一	男	一	一
四	一				二	二	女	一	一
一	一				一		男	一	一
一	一						女	一	一
四	一	二				二	男	一	一
一	一						女	一	一
一	一						男	一	一
一	一				一		女	一	一
一	一						男	一	一
三	一				二	一	女	一	一
一	一						男	一	一
一	一						女	一	一
一三	一四	四			八	七	男	一	一
三三	一四	一	二	二	八	一	女	一	一
二八	一四						計		

之に依れば乞食、監護懈怠の大部分は一ヶ年以内に處分解除又は變更となつてゐる。乞食行爲を兒童に爲さしめ又は監護懈怠を爲してゐる如き兒童保護責任者にして、改悛し得る如き比較的積極性を有する者は短期間か然らずんば長期間の兩者いづれかに其の行狀の變化を來すのである。此の事は處分解除又は變更を爲したる乞食中一ヶ年以内に之が爲された者は六二・五%を占めて居る事實竝に監護懈怠に於ては一ヶ年以内に處分解除又は變更を爲された者は六四%を占めて居る事實に依り推定することが出来るであらう。身體傷害、藝妓、歌謡遊藝、物品販賣等は收容保護を行ふ場合、比較的保護責任者の惡質なる場合が多いため、處分解除又は變更は自づと長期に亘らざるを得ない事は表の示すところである。

i 收容保護せる被虐待兒童の實例

既述の如く收容保護の理由には種々のものあり被虐待兒童を一樣に解釋する事は出来ざるものであつて、被虐待兒童の實例記載に當つても此の點を考慮し種々なる體型的のものに關して述ぶる必要があると思ふ。而して又同一體型的のものであつても、其の程度に於て強弱の差あり又方法的に差異の存することを認めねばならぬ。然し一般的に被虐待兒童を眺むるならば、身體的傷害を收容保護の理由とする所謂虐待兒童こそ、凡ての點に於て我々の關心を喚起するものであり、又最も其の保護に於て效果的のものである。故に身體的傷害ケースを先づ數件述べ、然る後に其他のケースに關し記述することとする。

(一) 身體傷害に關する實例

1、幽霊小僧と呼ばれる少年

六四

東京に近接するK市の某工場の門前に一見酌婦型の女が佇んでゐる光景を想像することが、本件を理解する骨子になるであらう。此の女は年の頃三十七八歳であるが何故斯る場所に行んでゐるのであるかと云へば、其は此の工場に働くN・Tと云ふ四十歳近い職工が出て来るのを待ち受けてゐるのである。而かも其は良き話の問題ではなく、工場から今日貰ふN・Tの給料の大部分を取り上げるがためである。N・Tが斯くの如き方法に依り此の女のため給料の大部分を取られるならば、自づと其の結果は自分の家庭に及ぶのである。之が原因となり妻は遂に二人の子供を残して事實上の離婚をなして實家に歸つてしまつた。すると其の後へ直ちに家に入り込んで来たのは、あの酌婦型の女であつた。此の女は確かに酌婦上りの毒婦型であり、數年前からN・Tと關係を續けてゐたのである。所謂妾の様な生活をして来たのである。今や本妻が實家に歸つたため公然と家庭に入り込み、而かも住所を移轉して凡てを新にし、新住所にて十錢スタンドの如き飲み屋を開業するに至つた。のみならず晝間N・Tが仕事のため家を留守にするを奇貨とし、自分の叔父と稱する三十七八歳の男を連れ込み、其が近隣の眼に觸るゝや若し密告などすれば殺してしまふとか、近所に火をつけるぞとか脅し其の醜關係を更に持續してゐたのである。

斯る家庭に生活する様餘儀なくされた二人の兒童を思はざるを得ない。云はずして恐らく凡て想像し得るであらう。其の如く此の女は二人の兒童を厄介視し、一寸した事でも極度に憎悪して此等兒童を虐待打擲し、其の子供の泣き聲が常に近隣に聞へたのである。之は二月末頃より殊更甚しくなつたが、丁度三月初頃二人の子供の中弟の方(三歳)が下痢

をして着物を汚したとの理由を以つて、此の子供を裸體とし、冷水の鹽に浸し、龜の子たわしで其の臀部を洗ひ更に此の幼兒を廊下に叩きつけ氣絶せしめた。暫く後漸く蘇生したが、虐待は之に止まらず、六月初同じ理由のためバケツに入れた水中に本兒童の面を押し入れ遂に窒息せしめた。近隣の菓子商の者が驚き醫師を呼び、注射の結果一時蘇生したが、六月末遂に死亡するに至つた。

此の子供の兄である十歳の子供も、弟と同じ様な取扱を受けて来たが、殊に此の子供は年齢の關係もあり且又手癖が悪いと稱し、鎖で後手に縛り足は二本の太い針金で結へ、戸に鍵をかけて打擲した。のみならず毬の如く足蹴にし、又猫を遇する如く背筋を以て放り投げることもあつた。虐待は之のみにとまらず、棒にて打ち身體に紫色の斑點を作り、火箸で火傷を與へる等殘酷の限を極めた。

斯る虐待の限を爲したるにも拘らず、更に食事も満足に與へざるため、本兒童は空腹に耐へ兼ねて弟の死亡したる翌月の七月二十五日午前九時家を逃出し、附近の菓子屋、おでん屋、其他の店で手當り次第食へ荒したるため大騒ぎとなり、繼母は之を極度に憤怒し、本兒童の掌に縫針を刺し折檻した。斯るため虐待と栄養不足に因り本兒童は正に死に瀕したのであるが、幸に兒童虐待防止法の發動する所となり收容保護せらるゝに至つた。引取に赴きたる時、自動車に乗せられたる本兒童を見たる近隣は、本兒童が死の直前寸時たりとも安靜の場所に保護せらるゝことを涙を流して喜び、去り行く後を合掌して見送つた事實がある。

本兒童は直ちに病院に收容されたのであるが、其の瘦せた兒童は見るからに氣味の悪い程で、夜間突然ベッドより起き出で、手をだらりと下げて何を求むるともなく窓の方に歩いて行く姿を見た時、病人の看護に慣れてゐる看護婦も思

六五

はず慄然とし一人で附添ふことが出来なかつた程である。世に幽霊が存するとするならば、斯る光景を其と稱し得べく、本兒童には幽霊小僧の名稱を與ふるに躊躇しないであらう。

病院の手厚い看護に依り其の危険状態を脱した本兒童は他の被虐待兒童保護施設に移されたのであるが、其の知能の發育悪く且又人の目を盗んでは塵埃箱をあさる習慣強く、結局特種教育施設に於て保護するの必要を認め、精神薄弱兒童保護施設に移し保護を加へたところ結果は次第に良效になるに至つた。

ロ、水が欲しい子供

昔から繼子虐めと云ふ言葉があるが、K少年は實母が死亡後繼母に育てられることになり、最初の間は餘り問題も起らなかつたが、繼弟妹が出生するに及び斯の經驗を味ふに至つた。K少年の實父は畫間家を留守にする自動車運転手であつたため、殆んど家庭内の問題に關して頭を用ひなかつた。従つてK少年が繼母に如何に處遇されてゐるかの問題の如きは殆んど念頭になかつたのである。然るに事實は益々深刻化しつゝあつた。繼母は自分の眞實の子供に對しては良き衣服を装はせ食事も充分與へたのに比し、K少年に對して殆んど満足の食事も與へず、衣服の如きは全く省みない状態であつた。之がためK少年の身心は見る影もなく九歳と云ふのに七歳位にしか見えぬ程瘦せ衰へて行つた。而かも繼母は本兒童が物を盗むと稱し、兩手を縛し暴行殴打、刺へ焼火箸で或は手くび、或は背中、或は下腹等と之を押しつけ負傷せしめて折檻し、全身創痕に滿つると云ふ虐待ぶりであつた。

本兒が九歳の十一月中旬、空腹に耐へ兼ねて辛じて家を出で、近所の駄菓子屋で菓子を窃取したのを目撃した近隣の人が、餘りの惨しさに本兒を背負ふて警察署に連れて行き兒童の保護を願つた。斯くして兒童虐待防止法の發動するところとなつた。其の午後四時頃雨のしよば降る中を自動車に乗せられて本兒童は團體に移送されたのであるが、其の時の光景は見聞きする者をして涙せしむるに充分であつた。本兒は前述の通り全身至る處に傷を負ふてゐたが、其を包んでゐる着物は十一月中旬と云ふにも拘らず垢と汗で汚れた夏の單物一枚であつた。而かも手足は細く身を支へる力もなきが如く弱り衰へ、腹部はくびれてさるまたをとめることが出来難い程であつた。自動車に乗せられ進行してゐるとき、同行の官吏が本兒にレインコートを脱いで着せ、菓子を買つて與へた處、本兒は其の官吏の顔を盗むかの如く眺めつゝ、夢中で其の菓子を頬張つた。其の食べ方の速いことは驚くばかりであつた。而かも身體は自身之を維持する力もなく、其の官吏の方へ身を寄せて辛じて其の安定を保つてゐる程であつた。暫し後に本兒は突然「おちさん、お水呉れる？」と小さい聲で尋ねた。何と云ふ悲惨であらう。人の子として生れ、水をすら満足に飲むことの出来さるとは、此の事は其の官吏に新しき涙を催させたのである。

やがて施設に收容された時は、本兒は死の直前を彷徨するか如き状態であつたが、直ちに醫師の手當をうけ又施設の人々の手厚い看護とに依り次第に回復することが出来、遂には全く健全なる身心を取戻し、小學校に希望を以て通學するに至つた。

ハ、蠟燭の焰に泣く少女

街のビエロちんどん屋に養女として賣られた九歳の少女は、將來同じ職業に就くべき運命にあつたのである。此の少

女は私生子として此の世に生を享け、父を知らずして母と共に生活して来たのであるが、母は性行芳しからず且わかめ行商なる生活苦に負けて、遂に本兒童をちんどん屋に八十圓を以つて賣つたのである。其は丁度兒童虐待防止法が施行される約一ヶ月位前のことであつた。然るに昭和八年十月一日法が施行され、ちんどん屋に本兒童を使用し得ずと知り、養母竝に其の内縁の夫は頗る残念がり、其が自然虐待となつて外部に現れて来たのである。本兒に與ふる食事に先づ之が現れ、一日二回午後一時と午後九時とにしか食事を與へず、而かも其の一回たるや一椀一汁に制限するに至つた。少女は爲さるゝが儘に之に従ふたのであるが、其の翌年二月頃よりは更に積極性を持ち些細なる事にも打擲し、遂には焼火箸を以つて顔面、兩手、臀部、兩足等に數ヶ所の傷害を與へ、殊に養母の内夫は夜間晩酌をしながら本兒を裸體にして柱に結へて虐待を加へ、剩へ四月十日及五月七日の兩日の如きは、兩名共同して本兒を柱に縛り、蠟燭の焰を以つて本兒の身體殊に〇〇さへも火傷せしめたのである。其の境遇に泣く少女の聲は、やがて何人かの密告となつて警察署の耳に入り、遂に兒童虐待防止法の保護が兒童に加へられ、施設に少女の身柄が收容保護せられたのである。

收容の翌日東京府宛に一通の手紙と共に一包の荷物が郵送されて来たが、其の中には女兒の着物、菓子其の他の美しい品物が種々入つて居り、而かも其の差出人は無名であつた。此の贈物を少女に手交したとき、少女は涙を流して喜んだ。其の後少女は順調に成長し小學校に通學して、實に愛らしい子供となることが出来たのである。

二、納豆賣の少女

初夏の午前八時頃、九歳位の一人の少女が某神社の前を通り、泣きながら或交番の前に来たのであるが、之を巡査が保護し調査してみると次の様な哀話が此の少女にまつてゐることが判明した。

其の少女は幼くして實父を知らず、七歳の時實母と死別し、八歳の時石工職であつた繼父麻痺性痴呆にて精神病院に入院したるため、全く身の置き所なく孤兒の如き境遇に陥つたのである。已むなく父の弟に當る家庭に引取られたのであるが、其の家には二十四歳になる出戻の娘あり、其の娘に四歳になる息子があつたため、本兒が何かにつけ邪魔者扱ひされるのはあり勝の事であつた。殊に本兒八歳の末頃此の家の主人が病氣のため入院して以來、此の女の本兒に對する態度は益々過酷となり、遂には本兒を殆んど學校へ登校せしめざるのみか朝早くより納豆賣を強制し、其の收入の少きを理由として座敷用箒の柄とか或は平手で本兒を毆打し、或は本兒の手足に灸をすゑたりすること等再三再四の虐待を繰り返したのである。殊に本兒が九歳となつた二月頃には長さ一尺五寸位の丸鐵棒で毆打すること數回、全身いたるところに打撲傷を與へた。斯る虐待の理由は勿論間接的には感情上の問題もあるが、直接的には収入の少いこと殊に其が本兒の故意に基くと考へることに發して居ることは疑問の餘地はないところである。

虐待は之を以つて終了せざるのみか、更に發展して同年の四月、五月頃には三回に亘り自宅六疊の間に於て本兒の手足を帶様のもので縛し、口部には手拭を當て、一尺餘の眞鍮製燒火箸で本兒の左頸部に一ヶ所、臀部に數ヶ所の火傷を負はした。その揚句某周旋業者の手を通じて、本兒を待合に百五十圓で賣り飛ばさんとし、待合の女將が本兒の顔を見に来て、本兒を朝湯に連れて行つて其の全身十數ヶ所に亘る残酷なる傷痕を見て恐れをなし、黙つて歸宅したが、女は金額の折合と合點し、數日後本兒に百二十圓でもよいと云ふ内容の手紙を持たせ其の待合を訪問させた。女將は其の晩だけ本兒を家に泊らせ其の旨警察署に届出た。然るに本兒は翌朝早く其の家を飛び出し、行方不明となつたが其の朝八時頃

某交番で保護を受け、遂に児童虐待防止法の保護に浴するに至つたのである。

七〇

木、巡査の慧眼に救はれた少年職工

尋常三年に進級した時十歳の少年は實母と死別したが、私生子として母とのみ生活してゐた少年は身の振方を相談すべき者もなく、他人の紹介に依つて郷里より上京し、某鋸職工場に奉公することゝなつた。然し年齢の小さきため當然義務教育を受くべきであつたが、雇主は之を實行せず、ために終日工場の雑用をなすために働いてゐたのである。田舎で育ち而かも年少なる少年は心付かざること多く、常に主人、朋輩等から叱責せられ、毆打せらるゝことが多かつた。三年間の辛抱は仲々困難なものであつた。然し歸るべき家もなき少年は涙をのんで忍耐して來たのである。頭部には三十數ヶ所の切傷あり、其他の部分には焼傷あり、如何に虐待されたか直ちに識別することが出来る程であつた。十三歳の夏少年職工の辛抱も残酷なる仕打に打ち破れて、朝早く工場を無斷飛び出してしまつた。わずか貯へた金銭を懐にして待つ人なきとは云へ何かしら心を惹く郷里に歸らんとして上野の驛に向つたのである。然し之と感付いた工場の主人は二三の者と共に驛にかけつけて汽車を待つ少年を捕へ、無理に引き戻さんとして上野廣小路の方に本兒を連行した。丁度廣小路に來た時注意の信號が出たため主人等は急いで道路を横切つたが、少年は全くの放心状態で力なく道路を横切りつゝあつた。そこで交通整理をしてゐた巡査が大聲で注意を與へたのであるが、其の時此の巡査は少年の頭にある生傷を注意し、思はず少年を交番に連行して事情調査をした結果、事の詳細が判明し、やがて此の巡査の慧眼に依り本兒童は児童虐待防止法の保護を受くることになつたのである。

本兒童は收容保護施設より小學校へ通學し、自分より年少の兒童と共に學び、義務教育を終了して其の施設の世話で新しい生活戦線に出發するに至つた。

へ、天井裏に震へる少年

資産があつて而かも缺食勝な兒童があるとしたら人は其の眞實性を疑ふであらう。然し事實は之を存在せしめてゐるのである。

東京の中心地域である某池畔に小さな茅屋があり、其の中に木彫刻を業とする父と其の子供二人が住んでゐたのである。普通ならば父子兩名の生活であり、如何にも平和なる生活が想像出来るであらうが、事實此の場合には全くの正反對であつた。而かも其の父は大なる資産を有するにも拘らず、其の變質性のため妻を追ひ出し、又實子たる少年に對しても非常に冷酷であり、與ふる食事の如きはほんの微かであり、而かも板の間でたゞ獨り食事せしむる状態であつた。斯る有様であつたから少年は勿論小學校へ一日も通學したこともなく、常に缺食しつゝ殆んど人間らしい生活を味ふことが出来なかつた。殊に此の父は外泊勝のこと多く、少年は五日間位、時には一週間位も留守居を命ぜられ而かも其の間何等の食事も用意されなかつたのである。のみならず本兒は些細の事を理由として父に暴行を加へられ右足などには傷痕が鮮かに存してゐる状態であつた。殊に本兒十一歳の十二月十八日の如きには、午後九時頃着衣を剥ぎとられ暴行を加へられたため本兒は恐怖に滿され、遂に他家の天井裏に潛入し震へて居つたこともある。斯る虐待行爲が依然繼續するため児童虐待防止法が發動することゝなり、兒童は收容保護せらるゝに至つた。斯くして施設より小學校に通學し

七一

無事之を卒業し、年齢長じてゐるため直ちに高等石板業に職場を世話され、熱心に斯の道に精進してゐるのである。

ト、饅頭を買った女の子

二歳の時實母と死別した女兒が祖母の手に引取られ養育されたが、五歳の二月頃實父に引取られ繼母と三人暮をするこゝとなつた。然し實父の職業はコックであり、繼母の職業はカフェー女給である關係上、留守中は同居家主夫妻に本兒の養育を依頼してゐた。然し繼母はヒステリーのため比較的むつり屋の本兒との間に感情上の争が多く、其の都度本兒は暴力を以つて虐待されたのであるが、八月中旬には就寢中本兒が遺尿したとの原因で、平手で毆打されたる後屋上に引き出され種々と脅された事實があつた。九月二十三日實父が他縣に出稼に出て以來殊にひどくなり、丁度其の年の十一月頃には本兒が近隣の人に饅頭を買つたのをひどく憤慨し、其の結果五十錢程饅頭を求めて之を本兒に食べさせ、食べられないのを無理に頬張らせ遂に吐き出すと、荒々しい聲で罵りながら平手で毆打したことがある。又十一月十日頃本兒が火鉢の灰を悪戯したとて、焼火箸を本兒の腹部に押し當て焼痕を作らせたことがあり、更に同月末に本兒が朝食を攝らぬとて塵拂にて毆打したこともある。斯る數々の虐待を受けたため本兒は身體的に全く衰弱し生命に危険を感ずるに至つたため遂に兒童虐待防止法に依り保護せらるゝことになつたのである。

然し本兒童は施設に收容されて以來も身心の發育悪く、施設關係者を悩すこと夥くあつたが、非常なる努力の結果勉學の第一歩まで漕ぎつけたのである。而して八歳の四月には辛じて小學校尋常一年に入學することとなつた。然し單身未だ勉學することの出來ざる状態にあつたため、施設の職員が毎日本兒を背負ふて登校し、又職員が本兒のそばに座し

て勉學の補助をなし、受持教師と都合三者協力して本兒の健全なる發育を願つたのである。其の結果知能も相當程度發達して行き、無邪氣な質問を發して施設關係者を微笑ましむる様になつた。

チ、四斗樽に浸る男の子

人の吉凶禍福を占ひ、祈禱符呪、守札類の授與をなす女行者が、夫の妹より二歳の男兒を預つたところ、五歳になつても未だ夜尿をするので、之を防止すると稱して四斗樽に水を入れ、本兒を裸體の儘此の水中に十數回浸し、殊に六歳の寒さ厳しき二月頃にも拘らず之を行ひ、泣き聲が他人に聞へることを防ぐため四斗樽に蓋をし、意識不明となるや奥六疊の間の天井に荒縄で吊し、箒や火箸で毆打した。而かも平素は玄關の側の土間に兩手を縛し、飼犬のチンと共に繋いで置いたのである。

斯る虐待行爲がやがて關係方面の知る所となり、兒童虐待防止法の保護處分が發動され、本兒は某施設に委託收容されたが、餘りに虐待せられたるため身心の發育頗る悪しく、九歳になりても夜尿はとゞまらず、且習慣的に性行上思はしからざるところあり普通教育が望めざるため、特別教育施設に收容されるに至つた。

(二) 乞食に関する實例

イ、公園で育つた男の子

公園はリクリエーションの機能を使命としてゐるが、然し公園は生活の本據ではない筈である。然るに此の原則に反して公園に育つた子供があつた。此の子供は男の子であるが、母親の顔を知らない母無兒である。父と稱する男と物心ついた頃には共に公園で暮してゐたのである。

晝間は主として公園の附近の橋上に父と稱する男と共に坐して、道行く人に憐みを乞ふてゐたのである。夜になると宿るべき家もなく、公園の共同便所の中に毛布にくるまつて眠り、或は公園のベンチ、橋の下等を眠の場所として九歳の年まで通してしまつた。乞食を一日すれば止められぬと云ふ言葉もあるが、此の少年は何等の希望も何等の野心も持たず、なるが儘の生活を経験して來たのである。然し九歳の十一月中頃児童虐待防止法の手が延びて、本兒は父と稱する男より引取られ保護施設に收容されたのである。本籍も判らなければ親も判らない、乞食行爲を爲さしめてゐた男が實父なりや幾多の疑問が存して決定し兼ねる状態であつた。結局本兒の身分關係は全く不詳で、只公園で育つた生活經歷のみが眞實であるわけである。

九歳になるまで學校教育をうけたことは一度もなく、無爲の生活であつた。め學校教育を受けしむることに付て施設關係者が心配したのであるが、此の懸念をふき消して實に純な子供らしい小學生となり、成績も頗る良好である結果を招來したことは喜ばしき事である。

ロ、火葬場の黒姫様

両親を知らず幼少の頃より育て、呉れた養育者が死亡したるため、五六歳の頃鼻緒内職をする女の手引取られてゐ

た女の子は、やがて火葬場の道路に坐して物を乞ふ境遇にたゞしめられた。而して之が全く職業的となり切つてしまつた十一歳の本兒は、茶褐色の松やにがついた様な髪の毛で、汗と塵で汚れたボロボロ着物を纏ふいたましい姿の子供に化してゐた。火葬場黒姫様と呼んで誰が不思議がるであらうか。

此の可哀相な女の子が児童虐待防止法の保護を受け、施設收容後小學校教育を受け磨きをかけられた二三年後の姿に接した人は如何なる感を懷いたであらうか。

色の白い體の大きな断髪の少女が、愛らしい笑ひを作つて施設訪問者に挨拶してゐる。何處から來てゐる子供であらうか。何處か相當な家庭より委託されてゐる娘であらうと誰しも印象づけられるのである。然るに何ぞ計らん此の少女こそ嘗つての黒姫様であるのだ。其の變化の甚だしいこと驚くべき事實である。而かも此の少女は小學校に於ける學業成績は優秀、組長を務め凡ての人々に尊敬され親まれてゐるのである。法の實績が斯くまで現實の輝を示すかと思へば感慨無量のものがあるであらう。

(三) 歌謠遊藝に關する實例

三味線や太鼓やどらに併せて俗謡を歌ひ踊りつゝ門毎に歩き廻る児童の群が、昭和八年頃まで相當多勢東京市内に出沒してゐたが、児童虐待防止法が施行された十月末遂に保護の手が延びた。め殆んど其の姿が消失したのである。即ち業者の自發的中止も原因したのであらうが、其の外に同一雇主より七名の十四歳未満の児童が引取られたことが最も大なる原因であつたと思はれる。此等の児童は殆んど皆七八歳の頃十ヶ年間五十圓より八十圓程度の前借金で賣られて來た

のである。而して仕込まれた後昭和八年には丁度働き盛りの年齢に達してゐた。七人の児童の性別、學業、年齢等を比較してみると次の如くである。

女	兒	十	歳	不就學
男	兒	十	歳	不就學
女	兒	十一	歳	夜間四年在學
女	兒	十一	歳	夜間二年在學
女	兒	十	歳	夜間四年在學
女	兒	十二	歳	夜間二年在學
女	兒	十	歳	夜間二年在學

雇主は此等七名の児童を晝間門付藝人として酷使し、其中五名だけ申譯的に夜間小學校に通學させてゐたのである。而かも其が名義に流れる實情であつたことは勿論である。

其の勞働の過酷は児童の身體に與ふる影響をかなり大なるものとした結果、收容保護後直ちに結核療養所に於て看護する必要の者をも生じた程である。殊に親權者の如きは大部分不詳であり、出生後誰から誰の手へ渡つて生活して來たのか判らない児童が多いことより考へても、児童の身心上の發育に健全を望み得ざるは當然のことである。

然し收容後施設關係者の不斷の努力の結果、児童はやうやく元氣を回復し、學業に於てもかなりの進歩を示したため將來の生活が輝しく約束さるゝに至つた。

(四) 藝妓に關する實例

東北方面の某地で農家の子女として生れた子供が、父死亡のため母と生活してゐたが、北海道の或地にゐた表装師の家に養女として貰はれて行つた。然し本兒が十三歳になつたとき、東京の某周旋業者が百五十圓で藝者に契約するとの口約の下に本兒を連れ來り、自宅に働かせてゐたが、向島區の某藝妓屋に契約が出来た旨養父母の下に周旋業者より通知があつた。すると其の後北海道より養母が上京し、百五十圓では安過ぎるから値上する様に交渉し始めた。然し其の交渉がうまく行かず、養母は某人事相談所に話を持ち込んだため反つて飯蛇となり、遂に児童虐待防止法に依つて本兒は保護を受けることゝなつた。

然し本兒はしばらくの間藝妓屋生活に觸れたため、性質が不純化し頑なになつてゐて、施設に收容されても我意強く、關係者を惱すのみならず兒童間の折合も圓滿を缺く状態であつた。絶へざる關係者の苦心に依り次第に本兒の心が和らぎ、遂には新しく施設に收容されて來る児童に對して關心を示し、自己の經驗に照して同情ある態度で此等児童を世話するまでに變化して來た。

斯る中に二ヶ年程経過したのであるが、突然本兒の實兄が郷里より上京し、責任を以つて本兒を引取り實母と共に生活する様になつた。然し感謝と奉仕の念にかられ、遂に肉親の許可を得て單身上京し、嘗て世話になつた施設で獻身の生活をするに至つた。

(五) 物品販賣に關する實例

イ、拘獲天才の少年

或る盛場を近くに持つ木賃宿に毎日酒に浸つてゐる男があつた。此の男は蠟燭行商を其の業としてゐたが、妻に別れて以來轉々とし、遂に最後は木賃宿にまで流れて來たのである。氣が荒んで殆んど勞働せず、其の代り生活費を稼ぐ手段として九歳と七歳の男の子に辻占賣をさせることとした。夜間十二時過まで紅燈の街を歩かせ、客にせびつて辻占賣をさせたのである。同じ様な子供達が幾人も同じ辻占賣をしてゐる。従つて多くの収入を得るのには容易でない。収入少くして宿に歸ると父の眼が恐ろしく光る。兄弟二人は専ら多く賣れることを願つて、疲れた足を引きづりながら盛場の中を放浪するのである。斯くして宿に歸つて休むのは夜中の一時、二時頃である。どうして翌日學校等へ行くことが出來様か。斯る生活のため少年の體は益々青さめて行つた。關係方面より再三父に斯る行爲の禁止を申し渡しても、一時的言譯のみで少しの反省もない、其の結果兄十歳の時兒童虐待防止法の發動となり收容保護せらるゝに至つた。然るに弟は此の時八歳になつてゐたが、家を飛び出して浮浪する傾向強くなり居所不明のため保護すること能はざる状態であつた。

收容施設に保護された兄は、收容の翌朝施設を無斷逃走してしまつた。其の夕方いつもの盛場で警察署の保護を受け、施設關係者が其の身柄を引取りに赴いた。其の後施設を飛び出したること十一回、其の都度身柄引取に赴きたる施設關係

者も全く根氣負けがしてしまつた。而かも此の少年が辻占賣中他人の財布を奪取することを父より仕込まれてゐたことが判明し、施設を逃走すると直ちに金錢を拘獲して、盛場に至る交通費其他を支出してゐることが明かとなつた。本件關係者は全く失望し、特殊施設に送らうとしたがもう一回限施設に連れ戻ることとし、連れ戻りたる後懇々と説いて聞かせた。其の結果本兒は全く性質が一變して不思議な變化振を示したのである。學業の方も徐々に進み快活な子供となることが出來た。

ロ、塵埃箱にまどろむ少女

怠惰の父を持つ一家は母方祖父の憤怒に依り分散し、母と一人の姉妹は祖父の下に生活することとなつた。妹が丁度七歳になつた二月祖父が死亡したため、生活の根據を失つた母子三人は再び將來の方針を建てねばならぬ破目に陥り、其の揚句妹の方が地方の親戚で世話になることとなつた。その親戚は寺院であつた關係上、本兒の養育に關してもかなり注意して呉れたのである。其の四月小學校尋常一年に入學することが出來たが、本兒の性行が芳しくないとの理由で尋常三年の一學期を終了したとき遂に木賃宿にふしだらな生活をしてゐる實父の許に戻されてしまつた。本兒は斯くして急角度に所謂地區の生活に慣れて行つたのであるが、同時に實父の強制に依つて繼母と共に夜間辻占賣をする様餘儀なくされた。其のうちに本兒獨りで辻占賣に出る様になり、現金が自由になる様になると、買喰等に興味を持つ様になつた。収入の少いときは常に父親より叱責されてゐた。

本兒が十歳となり、辻占賣も相當身についた頃の七月の或晩、映畫を見たり買喰等をなしたりして家に戻りたる時は

夜の一時頃であつた。然し大酒飲みの父に毆打さるゝことを恐れ、家に入ることも出来ず、朝方まで外の塵埃箱の中でまどろみ、其の後約一ヶ月間家に戻ることも出来ず、他家の縁下とか塵埃箱の中で眠り、夜辻占賣で得る収入で食べ、又晝間他家で物を貰つたりしてゐたのである。湯にも入らず着物も汚れ全く物凄く少女に變つてゐた。他家の縁下に就寝中保護を受け家に戻つたが、辻占賣を依然繼續せしめらるゝため遂に児童虐待防止法の保護を受くるに至つた。收容後學業成績は餘り芳しくないが、性質は落着き無邪氣な児童に戻る事が出来た。

四、結 語

被虐待児童は前述の如く保護せられてゐるが、然し虐待なる事實が判明するためには相當の日子を要する場合が多く且又闇から闇に埋没してゆくものも相當に多いと豫想せねばならぬ。此の問題を解決するためには、被虐待児童に對する一般の認識を高め、其の協力を俟つこと大なるを知る必要がある。而して若し之が實現するならば児童虐待防止法に依る保護が急速且徹底化され得ると共に、法に依り得ざる不遇児童に對しても保護救済の道が開けて行くであらう。殊に児童保護事業關係者間の聯絡を常に圓滑ならしめ被虐待児童の發見保護に關し萬全を期することが肝要である。

斯くすれば世人の耳目を慄然たらしむる賈子殺事件の如きは未然に防止出来るのみならず、斯る境遇に置かるゝ児童に對し救の手を延ばすことが出来るのである。之は單に可能性ありと云ふだけではなく、事實として存するのである。最近某區に發生した事件の如きは明かに之を物語つてゐるのである。即ち此の事件は一般人と關係方面の聯絡に依り其の効果を來したのであるが、十二名の賈子中四名は白骨となり家の床下の土中に、四名は鹽漬となり床下に、四名は辛

じて生命を維持してゐたのを児童虐待防止法に依り救はれたのである。而かも生き残つてゐた四名は一歳二名、三歳と六歳各一名であるが、三歳兒も六歳兒も共に榮養不足のため未だ立ち得ざる状態であつた。之を施設關係者の熱烈なる努力に依つて歩き得る子供に、笑ひ得る子供に育成した事實は賈子殺事件に關し児童虐待防止法が其の力を立證したことのなるのである。若し斯る事件も速かに知り得たとするならば、犠牲をより少からしむることが出来たであらう。

時代は益々複雑化しつゝあり、之に對する各機能は愈々組織化するの必要を認める。被虐待児童保護も從來の經驗を基礎に一段と組織化されたる機能を發揮せんことを期すると共に又之を希求して已まぬ次第である。

附

錄

一、街頭就勞兒童調査 (A)

昭和十年度に於ける東京府下小學校在學中の兒童にして街頭就勞兒童と考へらるゝ者に關し、各小學校長に照會し、其の回答を集録したるものが後掲(一―四)の表である。

本表に依ると小學校在學中街頭に於て勞働に従事中の兒童は、尋常科在學中の者三〇五名(中男兒二四五名、女兒六〇名)、高等科在學中の者一三二名(中男兒一二九名、女兒三名)合計四三七名である。勿論此の外に尙ほ小學校在學中の多數の街頭就勞兒童の存することは想像されるところであるが、小學校長に於て判明せる者だけで右の四三七名が算せられるのである。

就勞兒童中其の數の最も多い年齢は十三歳で一二四名、之に次ぐのは十二歳の七九名、更に十一歳の六二名、十四歳の六〇名、十五歳の五三名、十歳の四〇名の順序になつてゐる。従つて四三七名の全兒童中十歳乃至十五歳の者が四一八名で其の大部分を占めてゐるわけである。而して學年してみれば、尋常六年が一二三名で最も多く、尋常五年八一名、高等二年七〇名、高等一年六二名、尋常四年五八名、尋常三年三二名となる。即ち小學校在學中の街頭就勞兒童は十歳乃至十五歳、尋常三年より高等二年に於て最も多きことを示してゐる。而して十四歳未満にして尋常小學校在學中の兒童は直接間接兒童虐待防止法に關係を有することゝなり、其の數三〇二名に及ぶことは考慮に値する事實であらう。

此等就勞兒童の本籍地は東京が大部分で四三七名中二三五名を占め、朝鮮の四二名が之に次ぎ、更に茨城の一八名、埼玉の一六名、千葉、長野の各一四名其他の順序である。其の住所は豊島區四七名、蒲田區竝城東區各三二名、江戸川

區三〇名、荒川區二七名、小石川區並品川區各二〇名其他の順序である。

街頭就勞兒童が従事する業務は種々雑多であるが、配達が一七五名で最も多く、納豆賣九七名で之に次ぎ、露天商五二名、新聞賣一六名、魚餌捕一五名其他になつてゐる。

斯くして就勞に依り得る収入はどの位であるかと云へば、日收のみよりみると平均六三銭が最高で、最低は平均一九銭である。而かも日收平均額を各年齢別にみると八歳六三銭、九歳四〇銭、十歳四〇銭、十一歳三八銭、十二歳三九銭、十三歳二七銭、十四歳三二銭、十五歳二六銭、十六歳二五銭、十七歳二二銭、十八歳一九銭であつて、殆んど日收の多少は年齢に逆比例するかの如き感を受くるのである。

然し右の事實は日收を各年齢に於ける平均額の觀點より考察したのであつて、各年齢に於ける實際日收の割合よりみると次の如くなる。

日收	年齢	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	備考
最低額		0.16	0.10	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	十六歳、十七歳、十八歳ハ各年齢兒童ノ收入額ハ大體同一ナリ
最高額		1.01	1.01	1.50	1.00	1.01	1.50	1.01	1.50	
最多數兒童ノ收入		0.16	0.10	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	

之に依れば各年齢に於ける日收入額には格段の差異を認むることが出來ず、寧ろ日收の多少は業務別に依つて考察する方が適當である様に思はれるのである。

そこで業務と日收との關係をみると、辻占賣は三〇銭程度、納豆賣は二〇銭程度、新聞賣は四〇銭程度、線香賣は一圓程度、たわし、塵紙、マツチ、洗濯執行商は三〇銭程度、魚餌捕は三〇銭程度、露店商は一圓程度、配達は二〇銭程度と云ふが如き傾向を示してゐるのである。而して此の事實は大體實際の一般狀況と合致するものと思料せられる。即ち此の事實に依ると行商關係に依る日收は大體三四十銭程度であり、屋臺店等の固定的なものは一圓程度の實收入ありとすることが出来る。但し線香賣の如き線日を目標とする特殊なもの比較的實收の多いのは、業務の特殊性より來る結果と認むることが出来る。

日收の多少は必ずしも月收の多少と同一ではあり得ないことは勿論である。業務に依りては毎日の就勞を不可能とする場合もあり、又其他個人的の或は家庭的の或は其以外の種々なる理由に依り毎日の就勞の出來難きことも考へられるのである。そこで街頭就勞兒童の月收調査が日收調査と共に必要性を以つて來るのである。

各年齢に於ける一人當平均月收額をみると、八歳五圓、九歳五圓九〇銭、十歳七圓六六銭、十一歳八圓〇二銭、十二歳七圓七二銭、十三歳五圓九九銭、十四歳七圓四八銭、十五歳六圓六八銭、十六歳七圓五〇銭、十七歳二圓、十八歳一一圓となる。而して之に依れば兒童の月收には餘り大なる開きを認むることが出來ず、大體平均的な標準即ち七圓程度の月收入が自づと限界的に存することを知るのである。此の平均月收額よりの推定を實際月收額に就てみると、三圓乃至十五圓程度の兒童が大部分を占め、之を更に分析すれば三圓以下（一圓以下は控除）一〇六名、五圓以下一一一名、七圓以下五七名、十圓以下五一一名、十五圓以下四一名である。而して業務別に依る月收入の關係をみると殆んど日收入の場合と同じく行商關係のものは大體二圓乃至八圓程度の場合が多く、露天商は之に比し月收入多く四圓乃至三十圓程

度にまで及ぶのである。但し月収の場合と日収の場合とで非常な相違を示すのは線香賣に關してであるが、之は線香賣が縁日を對象とする場合が多いため就勞日數が少きに原因するのである。

就勞兒童は以上の如き條件の下に就勞してゐるのであるが、就勞時間はどの位であるか、兒童の養護上重大問題である。調査の結果に依ると、午前中のみ就勞する者五二名、午後のみ就勞する者二四四名、午前午後共に就勞する者一三六名であるが、其の就勞時間は二時間乃至六時間程度の者が最も多いのである。然し年少なる者の方が比較的、就勞時間の長きに亘る場合の多い傾向の認められることは憂慮すべき事實である。

此の就勞時間を業務別にみると辻占賣は三時間乃至五時間程度であり、納豆賣は二時間乃至五時間程度、配達は一時間乃至六時間程度である。

年少なる兒童が斯る状況の下に就勞しつつ、小學校に通ふと云ふことは容易ならざることであり、此の點に關し充分なる保護對策が考究せらるゝ必要があると思ふ。此處には只あるが儘の事實を集録して參考に供する次第である。

(一) 街頭就勞兒童數

年 齡	年 級		就 勞 時 間						計	
	女	男	一	二	三	四	五	六		
八 歲	二	一								
九 歲										
十 歲										
十一 歲										
十二 歲										
十三 歲										
十四 歲										
十五 歲										
十六 歲										
十七 歲										
計	二	一								
高 一										
高 二										
計										
合 計	二	一								

年 齡	年 級		就 勞 時 間						計	
	女	男	一	二	三	四	五	六		
九 歲										
十 歲										
十一 歲										
十二 歲										
十三 歲										
十四 歲										
十五 歲										
十六 歲										
十七 歲										
計										
高 一										
高 二										
計										
合 計										

業 務 性	年 齡	業 務 性	
		男	女
メリヤス加工手傳	八歳		
おでん屋手傳	九歳		
すし屋雑役	十歳		
コークス商雑役	十一歳		
そばや小僧	十二歳		
	十三歳		
	十四歳		
	十五歳		
	十六歳		
	十七歳		
	十八歳		
	合		
	計		

(六) 其他の業務形態

業 務 性	年 齡	業 務 性	
		男	女
新開配	八歳		
牛乳配	九歳		
豆乳配	十歳		
化粧品配	十一歳		
八百屋配	十二歳		
牛肉配	十三歳		
下駄配	十四歳		
計	十五歳		
	十六歳		
	十七歳		
	十八歳		
	合		
	計		

(五) 配達の業務形態

業 務 性	年 齡	業 務 性	
		男	女
雜貨賣	八歳		
洋服賣	九歳		
瀬戸物賣	十歳		
風船賣	十一歳		
ゴム賣	十二歳		
樟腦賣	十三歳		
眼鏡賣	十四歳		
電氣器具賣	十五歳		
掛圖賣	十六歳		
花掛賣	十七歳		
塗繪、鼻精立皮賣	十八歳		
靴履賣	合		
草履賣	計		
革履賣			
燒菓賣			
荒物賣			
計			

業務	性	年	職業																		
			燒鳥屋下働	鑄物業手傳	餅菓子材料卸手傳	紙袋製	少年工	下足番	雜計	役	計	計									
男	八歲																				
女	八歲																				
男	九歲																				
女	九歲																				
男	十歲																				
女	十歲																				
男	十一歲																				
女	十一歲																				
男	十二歲																				
女	十二歲																				
男	十三歲																				
女	十三歲																				
男	十四歲																				
女	十四歲																				
男	十五歲																				
女	十五歲																				
男	十六歲																				
女	十六歲																				
男	十七歲																				
女	十七歲																				
男	十八歲																				
女	十八歲																				
計																					
計																					

(七) 街頭就勞兒童日收調査

日收合計	種別	性	年	計	
				女	男
計				一、九〇	一、五〇
			八歲	一、九〇	一、五〇
			九歲	四、四〇	三、五〇
			十歲	一、四四	八、九〇
			十一歲	二、三三	一、六三
			十二歲	二、九四	二、〇七
			十三歲	三、二七	二、八五
			十四歲	一、〇二	一、六五
			十五歲	一、八二	一、二二
			十六歲	二、五	二、五
			十七歲	四、四	四、四
			十八歲	三、七	三、七
			計	一、三、五三	一〇、六六

一人當日	百分比	平均	百分比	平均	百分比	平均
	一七・〇	三	五・〇	二〇	三三・〇	一五
	一〇・八	四〇	七・七	三三	二二・二	五
	一〇・八	四〇	二・七	四七	八・二	三七
	一〇・三	三八	三・六	五一	二・七	三五
	一〇・五	元	三・六	五一	七・九	三六
	七・三	二七	一〇・七	四三	五・七	二六
	八・六	三三	一・八	七五	六・六	三〇
	二・〇	三六	三・一	八五	五・一	三三
	六・七	二五			五・五	二五
	五・九	三三			四・九	三三
	五・二	一九			四・二	一九
	一〇〇%	總計三七	一〇〇%	總計四三	一〇〇%	總計四三

備考 調査人員四三七名ナルモ收入不定並ニ無ノ者ハ本表ヨリ控除シタルタメ其人員四〇八名ニ減ズ

(八) 街頭就勞兒童日收調査 (年齢と日收)

日收	性	年	日收				
			五錢以下	十錢以下	十五錢以下	二十錢以下	二十五錢以下
	男	八歲					
	女	八歲					
	男	九歲					
	女	九歲					
	男	十歲					
	女	十歲					
	男	十一歲					
	女	十一歲					
	男	十二歲					
	女	十二歲					
	男	十三歲					
	女	十三歲					
	男	十四歲					
	女	十四歲					
	男	十五歲					
	女	十五歲					
	男	十六歲					
	女	十六歲					
	男	十七歲					
	女	十七歲					
	男	十八歲					
	女	十八歲					
	計						

業 務	日 收												
	以十 下錢	以二十 下錢	以三十 下錢	以四十 下錢	以五十 下錢	以六十 下錢	以七十 下錢	以八十 下錢	以九十 下錢	以下一 圓	以下一 圓五 錢	以下二 圓	以下三 圓
辻 占 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
キ ャ ラ メ ル 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
納 豆 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新 開 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
切 花 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
線 香 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
たわし、塵紙、マツチ、 洗濯、本、曆 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
野 菜、果 物 賣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
魚 具 類 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豆 腐 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
肉 類 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
煎 餅、豆 類 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
漬 物 類 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ど ん どん 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
玩 具 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
か る め 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
饅 頭 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
せ ん 大 根 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
お で ん 行 商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(九) 街頭就勞兒童日收調査 (職業別と日收)

計	日 收												
	三十 錢以下	三十五 錢以下	四十 錢以下	四十五 錢以下	五十 錢以下	六十 錢以下	七十 錢以下	七十五 錢以下	八十 錢以下	九十 錢以下	一圓 以下	一圓五 錢以下	二圓 以下
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

月收	年	性	月一人收當	
			男	女
一圓以下	八歲	男	1	1
一圓以下	八歲	女	1	1
一圓以下	九歲	男	1	1
一圓以下	九歲	女	1	1
一圓以下	十歲	男	1	1
一圓以下	十歲	女	1	1
一圓以下	十一歲	男	1	1
一圓以下	十一歲	女	1	1
一圓以下	十二歲	男	1	1
一圓以下	十二歲	女	1	1
一圓以下	十三歲	男	1	1
一圓以下	十三歲	女	1	1
一圓以下	十四歲	男	1	1
一圓以下	十四歲	女	1	1
一圓以下	十五歲	男	1	1
一圓以下	十五歲	女	1	1
一圓以下	十六歲	男	1	1
一圓以下	十六歲	女	1	1
一圓以下	十七歲	男	1	1
一圓以下	十七歲	女	1	1
一圓以下	十八歲	男	1	1
一圓以下	十八歲	女	1	1
計			100%	100%

(十一) 街頭就勞兒童月收調查 (年齡と月收)

備考 調査人員四三七名ナルモ收入不定並ニ無ノ者ハ本表ヨリ控除シタルタメ其人員四〇七名ニ減ズ

月收	年	性	月一人收當	
			男	女
一圓以下	八歲	男	1	1
一圓以下	八歲	女	1	1
一圓以下	九歲	男	1	1
一圓以下	九歲	女	1	1
一圓以下	十歲	男	1	1
一圓以下	十歲	女	1	1
一圓以下	十一歲	男	1	1
一圓以下	十一歲	女	1	1
一圓以下	十二歲	男	1	1
一圓以下	十二歲	女	1	1
一圓以下	十三歲	男	1	1
一圓以下	十三歲	女	1	1
一圓以下	十四歲	男	1	1
一圓以下	十四歲	女	1	1
一圓以下	十五歲	男	1	1
一圓以下	十五歲	女	1	1
一圓以下	十六歲	男	1	1
一圓以下	十六歲	女	1	1
一圓以下	十七歲	男	1	1
一圓以下	十七歲	女	1	1
一圓以下	十八歲	男	1	1
一圓以下	十八歲	女	1	1
計			100%	100%

月收合計	種別	年	月一人收當	
			男	女
計	八歲	男	1	1
計	八歲	女	1	1
計	九歲	男	1	1
計	九歲	女	1	1
計	十歲	男	1	1
計	十歲	女	1	1
計	十一歲	男	1	1
計	十一歲	女	1	1
計	十二歲	男	1	1
計	十二歲	女	1	1
計	十三歲	男	1	1
計	十三歲	女	1	1
計	十四歲	男	1	1
計	十四歲	女	1	1
計	十五歲	男	1	1
計	十五歲	女	1	1
計	十六歲	男	1	1
計	十六歲	女	1	1
計	十七歲	男	1	1
計	十七歲	女	1	1
計	十八歲	男	1	1
計	十八歲	女	1	1
計	計		100%	100%

(十) 街頭就勞兒童月收調查

業種	日	收	月收合計	
			男	女
業	日	收	男	女
淺網行商	一	以下十錢	1	1
稻荷餅賣	一	以下二十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下三十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下四十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下五十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下六十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下七十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下八十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下九十錢	1	1
魚紙芝居	一	以下一圓	1	1
魚紙芝居	一	以下一圓五	1	1
魚紙芝居	一	以下二圓	1	1
魚紙芝居	一	以下三圓	1	1
計			100%	100%

業	月		性		計
	男	女	男	女	
野菜、果物行商					
魚貝類行商					
豆腐類行商					
肉類行商					
煎餅、豆類行商					
演物類行商					
どんどん焼行商					
玩具行商					
かるめ焼行商					
饅頭行商					
焼そば行商					
せみ大根行商					
おでん行商					
浅網行商					
稻荷神社御供餅賣					
魚紙芝居					
浅鯛捕居					
露天商					
庭球拾撤					
配球拾撤					
按摩手					
其他					
計	三	三	四	一	一
	三	二	一	二	一
	七	一	三	一	一
	四	一	一	一	一
	六	二	一	三	一
	七	一	一	一	一
	三	一	一	一	一
	三	一	一	一	一
	二	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
	七	一	一	一	一
	四	一	一	一	一
	九	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
	二	一	一	一	一
	八	一	一	一	一
計	四七	一七	四〇	二四	一三

業	月		性		計
	男	女	男	女	
辻占賣					
キヤラメル賣					
納豆賣					
新開賣					
切花賣					
線香賣					
たわし、摩紙、マツチ					
洗濯行商					
繪本、曆賣					
以下一圓					
以下二圓					
以下三圓					
以下四圓					
以下五圓					
以下六圓					
以下七圓					
以下八圓					
以下九圓					
以下十圓					
以下十五圓					
以下二十圓					
以下二十五圓					
以下三十圓					
以下三十五圓					
以上四十圓					
計	一	五	七	三	一〇

(三) 街頭就勞兒童月收調査 (職業別と月收)

月	性		計
	男	女	
八歳			
九歳			
十歳			
十一歳			
十二歳			
十三歳			
十四歳			
十五歳			
十六歳			
十七歳			
十八歳			
計	八	三	一〇

業 務 時 間	業 務 種 類																						
	線香、マツ	たわし、洗滌、紙、マツ	チ、洗濯、紙、マツ	繪本、曆	野菜、果物	魚貝類	豆腐類	肉類	煎餅、豆類	漬物類	どんどん焼	玩具行	かるめ焼	饅頭行	焼そば行	せみ大根行	おでん行	浅瀬行	稻荷神社御供物	鮎屋紙芝居	魚餌捕		
午前 同時一																							
午前 同時二																							
午前 同時三																							
午前 同時四																							
午前 計																							
午後 同時一																							
午後 同時二																							
午後 同時三																							
午後 同時四																							
午後 同時五																							
午後 同時六																							
午後 同時七																							
午後 同時八																							
午後 計																							
午前 及 午後 同時二																							
午前 及 午後 同時三																							
午前 及 午後 同時四																							
午前 及 午後 同時五																							
午前 及 午後 同時六																							
午前 及 午後 同時七																							
午前 及 午後 同時八																							
午前 及 午後 同時九																							
午前 及 午後 同時十																							
計																							
不 定																							
合 計																							

業 務 種 類	業 務 種 類																						
	線香、マツ	たわし、洗滌、紙、マツ	チ、洗濯、紙、マツ	繪本、曆	野菜、果物	魚貝類	豆腐類	肉類	煎餅、豆類	漬物類	どんどん焼	玩具行	かるめ焼	饅頭行	焼そば行	せみ大根行	おでん行	浅瀬行	稻荷神社御供物	鮎屋紙芝居	魚餌捕		
計	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二、街頭就労児童調査 (B)

本調査は昭和八年度より昭和十三年度に至る六ケ年間に於ける被虐待児童街頭一斉調査の結果を集録せるものであるが、此の調査は街頭就労児童調査(A)と異り、児童虐待防止法に基く取締並に保護を包含するものである。従つて満十四歳未満の児童にして晝間又は夜間に於て就労中引致調査せるものである。而して調査に關係したる者は關係官公吏、少年教護委員、社会事業施設關係者其他である。

本調査に於て取扱ひたる児童数は五七〇名であり、其中最も多い年齢は十三歳で其の數一〇五名、之に次いで十四歳七八名、十一歳七五名、十二歳七〇名、十歳五七名、八歳四七名、九歳四〇名の順序であり、其の數は合計四七二名となる。従つて調査全児童五七〇名中八三%は八歳乃至十四歳の児童が之を占めてゐるわけである。此等児童が如何なる業務行為に最も多く従事して居つたかと云へば、先づ第一に辻占賣であつて、其の児童は二四五

名(男一二四名、女一二一名)の多きに達し、全児童の四三%を占めて居る。次に多いのは線香賣で五九名(男二二名、女三八名)即ち全児童の一〇%である。更に花賣四名(男一名、女三名)、乞食四〇名(男一八名、女二二名)、新聞配達二二名(男二〇名、女二名)其他の順序になつてゐる。

本調査に於て注意すべきことは、辻占賣、線香賣、花賣、乞食、ハンカチ賣、塵紙賣等の業務行為中八歳未満の児童が比較的多いと云ふ事實である。此等の業務行為の本質より考へて、如何に身體的並に精神的に與ふる缺陷が大であるかの事實と併せ考究するとき、取締保護の緊要を指示するものである。

街頭就勞兒童調査

業務行為	年齢		合計
	男	女	
辻占賣	1	1	2
線香賣	1	1	2
花賣	1	1	2
乞食	1	1	2
歌謡遊	1	1	2
チンドン	1	1	2
ハンカチ	1	1	2
塵紙	1	1	2
合計	10	10	20

業務行為	年齢		合計
	男	女	
たわし	1	1	2
納豆	1	1	2
繪本	1	1	2
油賣	1	1	2
菓子	1	1	2
菓賣	1	1	2
ぼん	1	1	2
物行	1	1	2
人形	1	1	2
おでん	1	1	2
文房具	1	1	2
新聞	1	1	2
女用	1	1	2
日用品	1	1	2
日用品	1	1	2
靴	1	1	2
玩具	1	1	2
其他	1	1	2
合計	10	10	20

三、被虐待兒童收容保護施設一覽表

第二條 兒童ヲ保護スベキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ觸レ又ハ觸ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ニ對シ訓誡ヲ加フルコト
- 二 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ニ對シ條件ヲ附シテ兒童ノ監護ヲ爲サシムルコト
- 三 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ヨリ兒童ヲ引取り之ヲ其ノ親族其ノ他ノ私人ノ家庭又ハ適當ナル施設ニ委託スルコト

前項第三號ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ兒童ヲ保護スベキ責任アル者親權者又ハ後見人ニ非ザルトキハ地方長官ハ兒童ヲ親權者又ハ後見人ニ引渡スベシ但シ親權者又ハ後見人ニ引渡スコト能ハザルトキ又ハ地方長官ニ於テ兒童保護ノ爲適當ナラズト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ兒童ガ十四歳ニ達シタル後ト雖モ一年ヲ經過スル迄仍其ノ者ニ付前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 前二條ノ規定ニ依ル處分ノ爲必要ナル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス但シ費用ノ負擔ヲ爲シタル扶養義務者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ノ規定ニ依リ扶養義務ヲ履行スベキ者ニ對シ求償ヲ爲スヲ妨ゲズ

第五條 前條ノ費用ハ道府縣ニ於テ一時繰替支辨スベシ
前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金徵收ニ付テハ府縣稅徵收ノ例ニ依ル

本人又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得ザル費用ハ道府縣ノ負擔トス

第六條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

第七條 地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸戸ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸藝ノ演出者ハ物品ノ販賣其ノ他ノ業務及行爲ニシテ兒童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ兒童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ業務及行爲ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 地方長官ハ第二條若ハ第三條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ヲ爲ス爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ兒童ノ住所又ハ兒童ノ從業スル場所ニ立入り必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ證票ヲ携帯セシムベシ

第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲ス處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十條 第七條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
兒童ヲ使用スル者ハ兒童ノ年齢ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ但シ過失ナカリシ場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第十一條 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ兒童ヲシテ答辯ヲ爲サシメズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ五百

圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年勅令第二百十七號ヲ以テ昭和八年十月一日ヨリ施行)

一一二

○兒童虐待防止法ニ依ル費用負擔及國庫補助ニ關スル件(昭和八年八月二日勅令第二百十八號)

第一條 兒童虐待防止法第四條ノ規定ニ依リ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔スベキ費用ハ兒童ノ養育(教育及醫療ヲ含ム)及移送ノ爲必要ナル費用トス

前項ノ費用ノ限度ニ關シ必要ナル規定ハ地方長官之ヲ定ム

第二條 兒童虐待防止法第六條ノ國庫補助ハ各年度ニ於テ同法第五條第三項ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔シタル前條ノ費用ヨリ其ノ年度ニ於ケル其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依ル控除額ガ其ノ年度ニ於ケル負擔額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル負擔額ヨリ之ヲ控除ス

附 則

本令ハ兒童虐待防止法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日ヨリ施行)

○兒童虐待防止法第七條ニ依ル業務及行爲ノ種類指定ノ件(昭和八年八月二日內務省令第廿一號)

兒童虐待防止法第七條第二項ノ規定ニ依リ兒童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限シ得ル業務及行爲ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 不具畸形ヲ觀覽ニ供スル行爲
- 二 乞食
- 三 輕業、曲馬其ノ他危險ナル業務ニシテ公衆ノ娛樂ヲ目的トスルモノ
- 四 戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販賣スル業務
- 五 戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謠、遊藝其ノ他ノ演技ヲ行フ業務
- 六 藝妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ爲ス業務

附 則

本令ハ兒童虐待防止法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日ヨリ施行)

○兒童虐待防止法施行ニ關スル件依命通牒(昭和八年八月二日各地方長官宛社會局長官通牒)

兒童虐待防止法施行ニ關スル勅令省令本日夫々公布相成候處同法ハ兒童保護上極メテ緊要ナル立法タルノミナラズ社會風教ノ刷新ニ貢獻スル所亦多大ナルベシト存候就テハ之ガ施行ニ先チ必要ナル諸般ノ準備ヲ遂グルト共ニ法律ノ趣旨ヲ

一一三

周知セシムルノ要アルハ勿論施行ニ際シテハ不遇ノ兒童ヲ保護スルニ遺漏ナキヲ期シ特ニ左記事項ニ付テハ周密ナル注意ヲ拂ヒ以テ同法所期ノ目的ヲ達成スルニ努メラレ度

記

- 一 不遇兒童ノ發見ハ警察署長、市町村長ヲシテ之ニ當ラシムルノ外方面委員、學校職員等廣ク各方面ノ協力を求めラレタキコト
- 二 法第二條第一項各號ノ處分ヲ爲スニ當リテハ十分狀況ノ調査ヲ爲スハ勿論ナルモ調査ニ際シテハ關係者ノ名譽ヲ尊重シ秘密ヲ嚴守シ私生活ニ對スル無用ノ干渉ヲ避ケシムルコト
- 三 法第二條第一項第一號ノ規定ニ依ル訓誡ハ單ニ非行ヲ指摘スルニ止メズ將來遵守スベキ事項ヲモ指示スルコトトシ其ノ要旨ヲ書面ニ記載シタル上官公吏ヲシテ手交セシムル等有效ナル途ヲ擇ブコト
- 四 法第二條第一項第二號ノ處分ハ書面ニ依リ之ヲ爲シ監護教育ニ直接必要ナル條件ノミナラズ必ズ兒童ノ保護者ヲシテ兒童ノ狀況ニ付定期ニ又ハ隨時ニ報告書ヲ提出セシムル等監督上必要ナル條件ヲモ附シ爾後ノ注意ヲ怠ラザルコト
- 五 法第二條第一項第三號ノ處分ニ付テハ受託者ニ對シ監護教育又ハ監督上必要ナル事項ヲ指示スルコト
- 六 法第四條ノ規定ニ依リ本人又ハ扶養義務者ノ負擔スベキ費用ハ養育(教育ノ費用ヲ含ム)、醫療、移送ノ各費目毎ニ必要缺クベカラザル程度ヲ標準トシテ豫メ金額、程度等ヲ定メ本人又ハ扶養義務者ニ於テ特別ノ方法ヲ指定シ地方長官ニ於テ其ノ費用ノ前納ヲ命ジ又ハ擔保ヲ供シ若ハ保證ヲ立テシメタルモノノ外ハ之ニ依ラシムルコト

七 法第五條ノ規定ニ依ル辨償金ノ徵收ハ成ルベク地方ノ實情ニ依リ本人又ハ扶養義務者ノ負擔シ易キ時期ヲ計リ定期ニ之ヲ爲シ令書ニハ内譯ヲ明示スルコト尙滯納處分ノ實行ハ須ク結果ノ有效ナル時期ヲ計リテ行フベク必ズシモ其ノ年度ニ限ルベカラザルコト

八 昭和八年八月二日內務省令第二十一號各號ノ業務及行爲ニ關スル従前ノ廳府縣令ニシテ本法施行ニ伴ヒ改廢ヲ要スルモノハ速ニ整理ヲ爲スコト

九 法第七條第一項ノ規定ニ依ル禁止制限ニ付テハ左ノ通措置セラレタキコト

イ 省令第一號乃至第三號所掲ノ業務及行爲ハ必ズ禁止スルコト

ロ 同第四號所掲ノ業務ニ尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル兒童ヲ使用スル場合ハ許可ヲ受ケシムルコトトシ許可ニ際シテハ監護上又ハ監督上必要ナル條件ヲ附スルコト

ハ 同第五號所掲ノ業務ニ兒童ヲ使用スルコトハ成ルベク之ヲ禁止シ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル兒童ノ使用ヲ認ムル場合ト雖モ許可ヲ受ケシムルコトトシ許可ニ際シテハ(ロ)ノ場合ニ準ズルコト

ニ 同第六號所掲ノ業務ニ兒童ヲ使用スルコトハ出來得ル限り之ヲ禁止シ其ノ地方ノ情況ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル兒童ノ使用ヲ禁止シ難キ場合ニ於テハ許可ヲ受ケシムルコトトシ許可ニ際シテハ(ロ)ノ場合ニ準ズルコト尙現ニ從業セル兒童ニ付其ノ使用ヲ禁止セザル場合ニ於テモ前段ニ準ジテ適當ナル保護監督ヲ爲スコト

十 方面委員學校職員等ヲシテ本法施行事務ヲ補助セシムル場合ニ於テハ特ニ不遇兒童ノ發見及處分後ノ監督竝ニ受託者ノ斡旋等ニ當ラシメ其ノ指導訓練ニ付テハ十分留意スルコト

十一 本法ノ目的達成ハ官民ノ協力ニ俟ツ所大ナルヲ以テ努メテ民間保護團體ノ發達ヲ計ルコト

一一六

○兒童虐待防止法施行規則 (昭和八年九月二十三日 東京府令第三十二號)

第一條 市區町村長又ハ警察署長兒童虐待防止法(以下法ト稱ス)第二條ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ左記事
項ヲ具シ知事ニ申告スヘシ

- 一 兒童ノ本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 保護責任者ノ住所、氏名、職業及兒童トノ續柄
- 三 親權者又ハ後見人ノ住所、氏名及職業
- 四 事實ノ要領
- 五 必要ト認ムル處分ノ種類特ニ家庭又ハ保護施設ニ委託ヲ要スト認ムルトキハ委託ヲ引受クヘキ者ノ住所、氏名、
職業、資産及信用程度
- 六 其ノ他處分ノ決定ニ付參考トナルヘキ事項

第二條 市區町村長又ハ警察署長法第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ知事ノ爲シタル處分ニ付其ノ變更又ハ廢止ヲ必要ト
認ムルトキハ事由ヲ具シ知事ニ申告スヘシ

第三條 法第二條第一項第二號ノ處分ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出
ツヘシ

一 自己又ハ兒童ノ住所又ハ居所ノ變更アリタルトキ

二 兒童疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ十日以上ニ亘リ醫療ヲ受ケタルトキ

三 兒童死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ

四 其ノ他兒童ノ身邊ニ著シキ變化アリタルトキ

第四條 知事必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲クル者ヲシテ兒童ノ狀況ニ關シ報告若ハ説明ヲナサシメ又ハ官吏吏員ヲ
シテ視察セシムルコトアルヘシ

第五條 法第二條及第三條ノ規定ニ依リ兒童ノ委託ヲ受ケタル者(以下受託者ト稱ス)ハ本令ノ規定及知事ノ命シタル
條件ニ從ヒ兒童ノ養育ヲ爲スヘシ

第六條 第三條及第四條ノ規定ハ受託者ニ之ヲ準用ス

第七條 知事必要アリト認ムルトキハ兒童ノ委託ヲ廢シ又ハ其ノ命シタル條件ヲ變更スルコトアルヘシ

第八條 法第四條ノ規定ニ依リ本人又ハ扶養義務者ノ負擔スル費用左ノ通定ム

一 養育ノ費用(教育ノ費用ヲ含ム以下同シ)

イ 東京市ニ在リテハ一人一日金三十五錢

ロ 其ノ他ノ市町村ニ在リテハ一人一日金三十錢

二 醫療ノ費用

イ 居宅治療ノ爲支出スル醫療費ハ一人一日金十五錢以內

一一七

中 醫師、齒科醫師往診ヲ爲ス場合ノ旅費ハ片道十町以上一里以內金二十錢一里ヲ超ユル毎ニ一里ニ付金二十錢
ハ 入院治療ノ爲支出スル醫療費ハ一人一日金四十錢

ニ 醫療ノ爲特ニ費用ヲ要シタル場合ハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

三 移送ノ費用

移送ノ爲支出スル費用ハ鐵道、船舶、車馬、軌道及乗合自動車ノ各最低ノ實費トス

第九條 前條ノ費用ハ隨時之ヲ徵收ス

第十條 兒童ノ養育、醫療及移送ニ付本人又ハ扶養義務者ニ於テ特別ノ方法ヲ指定シタルトキハ第八條ノ規定ニ拘ハラ
ス其ノ實費ニ依ル此ノ場合ニ於テ確實ナル保證ヲ立テ又ハ毎月ノ費用ヲ前納スヘシ

第十一條 受託者ハ毎月五日迄ニ計算書ヲ添へ前月分ノ養育費ノ下附ヲ申請スヘシ醫療又ハ移送ヲ爲シタルトキハ其ノ
都度計算書及證憑書類ヲ添付シ其ノ費用ノ下附ヲ申請スヘシ

第十二條 左ニ掲クル業務又ハ行爲ニ兒童ヲ用フルコトヲ得ス

- 一 不具畸形ヲ觀覽ニ供スル行爲
- 二 乞食

三 輕業、曲馬其ノ他危險ナル業務ニシテ公衆ノ娛樂ヲ目的トスルモノ

四 藝妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ爲ス業務

第十三條 戸口ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊藝其ノ他ノ演技ヲ行フ業務ニ兒童ヲ用フルコトヲ得ス但シ尋常小學校ノ

教科ヲ修了シタル兒童ヲ用フルニ付知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 戸口ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販賣スル業務ニ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル兒童ヲ用ヒントスル者ハ知
事ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條 戸口ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊藝其ノ他ノ演技ヲ行ヒ若ハ物品ノ販賣ヲ爲ス業務ニ兒童ヲ用フル者ハ左

記事項ヲ遵守スヘシ

- 一 毎月四日以上ノ休暇ヲ與フルコト
- 二 一日八時間以上就業セシメサルコト
- 三 午後九時ヨリ翌日午前六時迄ノ間就業セシメサルコト

第十六條 前條ノ業務ニ兒童ヲ用フル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ兒童ノ使用ヲ禁止シ停止シ若ハ制
限シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 不實ノ申告ヲ爲シ許可ヲ受ケタルトキ
- 二 法第二條ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタルトキ
- 三 法令ノ規定又ハ許可條件ニ違反シタルトキ
- 四 公益ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキ

第十七條 第十三條但書及第十四條ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ具シ市（東京市ニ於テハ區
以下同シ）町村長ヲ經テ申請スヘシ

- 一 兒童ノ住所、氏名、生年月日及學歷
 - 二 親權者又ハ後見人ノ住所、氏名及職業
 - 三 兒童ヲ用フル者ノ住所、氏名、職業、經歷及兒童トノ續柄
 - 四 物品又ハ演技ノ種類、業務ノ時間、區域及方法
 - 五 兒童ヲ用フル期間
 - 六 報酬ノ額及方法、前借アルトキハ其ノ額、辨濟ノ期限及方法
 - 七 通勤又ハ住込ノ別、休暇、衣食ノ給與方法及教育其ノ他兒童ノ處遇方法
- 前項ノ申請書ニハ兒童ノ戶籍謄本、健康診斷書（當該業務ニ從事スルモ差支ナキヤ否ヤ）及雇傭契約ノ約款ヲ添付スベシ

第十八條 前條第一項第四號乃至第七號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

前條第一項第一號乃至第三號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキ又ハ兒童ヲ用ヒサルニ至リタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

兒童死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ亦同シ

前二項ノ許可申請書並ニ届書ハ市町村長ヲ經由スヘシ

第十九條 法第八條ノ規定ニ依ル證票ハ左ノ様式ニ依ル様式

第 號 昭和 年 月 日交付

府印
官職氏名

兒童虐待防止法第八條 地方長官ハ第二條若ハ第三條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ヲ爲ス爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ兒童ノ住所又ハ居所又ハ兒童ノ從業スル場所ニ立入り必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ證票ヲ携帯セシムヘシ

兒童虐待防止法第十一條 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ妨ク若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ兒童ヲシテ答辯ヲ爲サジメス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

縦八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「兒童調査證票」ト記ス

第二十條 本令中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條第四號ノ規定ハ明治三十八年六月警視廳令第二十一號藝妓營業取締規則第二條、明治二十八年四月警視廳令第八號待合茶屋遊船宿賃席料理屋飲食店及藝妓屋ニ關スル取締規則第四條及昭和八年一月警視廳令第二號特殊飲食店取締規則第十條ノ規定ニ依リ本令施行前免許ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル兒童ニ關シテハ之ヲ適用セス
前項ニ掲クル警視廳令ノ規定ニ依リ兒童ヲ用フル者ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

一 第十七條第一項第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ニ掲クル事項ヲ届出ツルコト其ノ變更アリタルトキ亦同シ

二 午前零時ヨリ午前七時迄ノ間就業セシメサルコト

第二項ノ規定ニ依リ兒童ヲ用フル者前項ノ規定ニ違反シタルトキハ兒童ヲ用フルコトヲ禁止スルコトアルヘシ

○兒童虐待防止法施行規則取扱手續

(昭和八年九月二十三日)
東京府訓令第十四號

第一條 市區町村長ハ兒童虐待防止法施行規則(以下規則ト稱ス)第十三條、第十四條及第十八條ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ進達スヘシ

第二條 警察署長ハ規則第十五條並ニ第十六條第一號第三號及第四號ノ各號ノ一ニ該當スル行爲アリト認メタルトキハ直ニ申告スヘシ

第三條 本令中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

○兒童虐待防止法施行ニ關スル件通牒

(昭和八年九月二十三日警察)
署長市區町村長宛知事通牒

兒童虐待防止法施行ニ關シテハ既ニ關係勅令並ニ省令等公布セラレ本府又本日之カ施行ニ關シ府令並ニ訓令ヲ公布候處本法ハ兒童保護上極メテ緊要ナル立法タルノミナラス社會風教ノ刷新ニ貢獻スル處亦多大ナルモノ有之ト存セラレ候處テハ之カ實施ニ當リ萬遺漏ナキヲ期シ度ニ付特ニ左記事項ハ周密ナル注意ヲ拂ヒ以テ本法所期ノ目的ヲ達成スル様努メラレ度

記

- 一 兒童虐待防止法(以下法ト稱ス)第二條ニ該當スル兒童ノ申告ハ施行規則第一條ニ依リ警察署長市區町村長之ニ當ルト雖モ其ノ發見ニハ方面委員學校職員社會事業家其ノ他一般篤志家等ノ協力ヲ求ムルコト
- 二 被虐待兒童ノ發見ニ際シ家庭調査ヲ行フ場合ハ關係者ノ名譽ヲ尊重シ秘密ヲ嚴守シ私生活ニ對シ無用ノ干涉ヲ避クルコト
- 三 法第二條第一項第一號乃至第三號ノ處分ヲ受ケタル者ノ爾後ノ兒童教養ニ關シテハ其ノ適當ナルヤ否ヤ常ニ注意ヲ怠ラサルコト
- 四 本法ノ目的達成ハ各方面ノ協力ニ俟ツ所大ナルヲ以テ特ニ民間社會事業團體其ノ他篤志家等ノ後援ヲ得テ所期ノ效果ヲ擧クル様努ムルコト

572
365



